

土木工事施工管理基準

平成22年7月
(令和2年4月改定)

宮崎県県土整備部

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書〔H22.7〕、第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

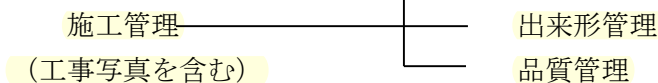
2 適用

この管理基準は、宮崎県県土整備部が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3 構成



環境森林部所管工事施工管理基準 P165

環境森林部所管工事の留意事項
この環境森林部所管工事施工管理基準は、県土整備部 土木工事共通仕様書〔H22.7〕、第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準のうち、県土整備部 土木工事施工管理基準に定めなき事項について定めたものである。なお、以下の項目については県土整備部 土木工事施工管理基準を適用するものとする。なお、県土整備部 土木工事施工管理基準に定めなき事項については、出来形管理基準及び規格値、品質管理基準、写真管理基準それぞれに記載するものとする。

<県土整備部 施工管理基準を適用するもの>

1. 目的
2. 適用
3. 構成
4. 管理の実施
5. 管理項目及び方法
6. 規格値
7. その他

4 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達成されるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。

ただし、応急処理または維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数が「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。

(3) 品質管理

① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するもの、もしくは、工事の施工にあたり、受注者と発注者の協議の結果に基づき監督員が指示するものを実施するものとする。

② 受注者は、土木用骨材の材料試験については、別に定める「土木工事用骨材の規格試験実施要領（平成10年4月1日）」、「再生資源の利用基準（平成12年8月1日）」及び「再生資材の規格試験実施要領（平成12年4月1日）」によらなければならない。

③ 受注者は、加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の使用にあたっては、「アスファルト混合物取扱要領（平成29年4月1日）」によらなければならない。

6 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7 そ の 他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(2) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるい

は現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

平成22年7月
(令和2年4月改定)

宮崎県県土整備部

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 	2-3-2	1	掘削工			1- 2
	2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			1- 4
	2-3-2	3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			1- 6
	2-3-3	1	盛土工			〃
	2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			1- 8
	2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法 多数アンカー式補強工工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1- 10 〃 〃
	2-3-5		法面整形工	盛土部		1- 12
	2-3-6		堤防天端工			〃
第4節 道路土工 	2-4-2	1	掘削工			1- 12
	2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）			1- 14
	2-4-3	1	路体盛土工			1- 16
	2-4-3	2	路体盛土工（面管理の場合）			1- 18
	2-4-4	1	路床盛土工			1- 16
	2-4-4	2	路床盛土工（面管理の場合）			1- 18
	2-4-5	1	法面整形工	盛土部		1- 20
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	3-7-4		組立て			1- 20

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	2-3-4		矢板工	鋼矢板		1- 22
				軽量鋼矢板		〃
				コンクリート矢板		〃
				広幅鋼矢板		〃
				可とう鋼矢板		〃
	2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		〃
						〃
	2-3-6		小型標識工			〃
	2-3-7		防止柵工	立入防止柵		1- 24
				転落（横断）防止柵		〃
				車止めポスト		〃
	2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		〃
				ガードケーブル		〃
	2-3-9		区画線工			1- 26
	2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		〃
				距離標		〃
	2-3-11		コンクリート面塗装工			〃
	2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		1- 28
				2	スラブ橋	
	2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			〃
				2	プレキャストメント桁製作工	購入工
	2-3-14		プレキャストメント主桁組立工			〃
	2-3-15		PCボックス製作工			〃
	2-3-16	1	PC箱桁製作工			1- 32
				2	PC押し箱桁製作工	
	2-3-17		根固ブロック工			〃
	2-3-18		沈床工			1- 34
	2-3-19		捨石工			〃
	2-3-22		階段工			〃
	2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		1- 36
				鋼製フィンガードジョイント		〃
				埋設型ジョイント		〃
	2-3-26	1	多自然護岸工	巨石張り、巨石積み		1- 38
かごマット					〃	
2-3-27	1	羽口工	じゃかご		〃	
			2	ふとんかご		1- 40

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	2-3-28		プレキャストカーポート工	プレキャストボックス工		1- 40
				プレキャストパイプ工		〃
	2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		〃
				I型側溝工		〃
				自由勾配側溝		〃
				管渠		〃
		2	側溝工	場所打水路工	〃	1- 42
	3	側溝工	暗渠工		〃	
2-3-30		集水樹工			〃	
2-3-31		現場塗装工			1- 44	
第4節 基礎工	2-4-1		一般事項	切込砂利		1- 44
				砕石基礎工		〃
				割ぐり石基礎工		〃
				均しコンクリート		〃
	2-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		〃
		2	基礎工(護岸)	プレキャスト		1- 46
	2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		〃
				鋼管杭、H鋼杭		〃
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント		〃
	2-4-5		場所打杭工			〃
2-4-6		深礎工			1- 48	
2-4-7		オープンケーソン基礎工			〃	
2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			〃	
2-4-9		鋼管矢板基礎工			1- 50	
第5節 石・ブロック積(張)工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張り		1- 50
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		〃
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		1- 52
	2-5-4		緑化ブロック工			〃
	2-5-5		石積(張)工			〃
第6節 一般舗装工	2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1- 54
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		〃
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1- 56
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		〃
		5	アスファルト舗装工	基層工		1- 58
		6	アスファルト舗装工	表層工		〃
	2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1- 60
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		〃
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1- 62
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		〃
		5	半たわみ性舗装工	基層工		〃
		6	半たわみ性舗装工	表層工		〃
	2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1- 64
		2	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		〃
		3	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		〃
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1- 66
		5	排水性舗装工	基層工		〃
		6	排水性舗装工	表層工		〃
2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1- 68	
	2	透水性舗装工	表層工		〃	

L型擁壁・ブロック積・集水樹等の基礎

環-1・2・3・4ページを使用

礫暗渠は環-5・6参照

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1- 70	
		2	グースアスファルト舗装工	基層工		〃	
		3	グースアスファルト舗装工	表層工		〃	
	2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工			1- 72
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工			〃
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工			1- 74
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層			〃
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工			1- 76
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）			〃
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）			〃
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）			1- 78
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）			〃
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工			〃
	2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工			1- 80
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）			〃
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			1- 82
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工			〃
		5	薄層カラー舗装工	基層工			〃
	第6節 一般舗装工	2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		1- 84
2			ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃	
3			ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1- 86	
4			ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		〃	
5			ブロック舗装工	基層工		〃	
2-6-15			路面切削工			1- 88	
2-6-16			舗装打換え工			〃	
2-6-17		オーバーレイ工			〃		
第7節 地盤改良工	2-7-2		路床安定処理工			1- 90	
	2-7-3		置換工			〃	
	2-7-4		表層安定処理工	サンドマット	第3編2-7-6サンドマット工	1- 94	
				サンドマット海上		1- 92	
	2-7-5		パイルネット工			〃	
	2-7-6		サンドマット工			1- 94	
	2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		〃	
				ペーパードレーン工		〃	
				袋詰式サンドドレーン工		〃	
	2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		〃	
2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		1- 96		
			高圧噴射攪拌工		〃		
			スラリー攪拌工		〃		
			生石灰パイル工		〃		
	2	固結工	中層混合処理工		〃		
第10節 仮設工	2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		1- 98	
				鋼矢板		〃	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		〃	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		〃	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		〃	
5	土留・仮締切工	中詰盛土		1-100			
2-10-9		地中連続壁工（壁式）			〃		
第10節 仮設工	2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			1-100	
	2-10-22		法面吹付工			1-102	
第11節 軽量盛土工	2-11-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 16	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 工場製作工（共通）	2-12-1	1	一般事項	铸造費（金属支承工）		1-104	
		2	一般事項	铸造費（天型ゴム支承工）		1-106	
		3	一般事項	仮設材製作工		1-108	
		4	一般事項	刃口金物製作工		〃	
	2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合（シミュレーション仮組検査を実施する場合）		1-110	
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		1-114	
		3	桁製作工	鋼製堰堤制作工（仮組立時）		1-116	
2-12-4		検査路製作工			1-120		
第12節 工場製作工（共通）	2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			1-120	
	2-12-6		落橋防止装置製作工			1-122	
	2-12-7		橋梁用防護柵製作工			〃	
	2-12-8		アンカーフレーム製作工			〃	
	2-12-9		ブレイム用桁製作工			1-124	
	2-12-10		鋼製排水管製作工			〃	
	2-12-11		工場塗装工			1-126	
第13節 橋梁仮設工	2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		1-128	
				ケーブルクレーン架設		〃	
				ケーブルエレクション架設		〃	
				架設桁架設		〃	
				送出し架設		〃	
				トラバラークレーン架設		〃	
	2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		1-130	
				架設桁架設		〃	
				架設工支保工	固定		〃
				移動		〃	
		架設桁架設	片持架設		〃		
			押出し架設		〃		
第14節 法面工（共通）	2-14-2	1	植生工	種子散布工		1-130	
				張芝工		〃	
				筋芝工		〃	
				市松芝工		〃	
				植生シート工		〃	
				植生マット工		〃	
				植生筋工		〃	
				人工張芝工		〃	
				植生穴工		〃	
				2	植生工	植生基材吹付工	
		客土吹付工		〃			
2-14-3		吹付工	コンクリート		1-134		
			モルタル		〃		
2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		1-136		
			現場吹付法枠工	課-5・6ページを使用	〃		
	2	法枠工	プレキャスト法枠工		〃		
2-14-6		アンカー工			〃		
第15節 擁壁工（共通）	2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		1-138	
	2-15-2		プレキャスト擁壁工			〃	
	2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		1-140	
				多数アンカー式補強土工法		〃	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃	
2-15-4		井桁ブロック工			〃		
第16節 浚渫工（共通）	2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-142	
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		〃	
第18節 床版工	2-18-2		床版工	床版・横組工		1-142	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第5節 護岸基礎工	1-5-3		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1- 44	
	1-5-4		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22	
第6節 矢板護岸工	1-6-3		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1- 44	
	1-6-4		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22	
第5節 法覆護岸工	1-7-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50	
	1-7-4		護岸付属物工			1-144	
	1-7-5		緑化ブロック工		第3編2-5-4緑化ブロック工	1- 52	
	1-7-6		環境護岸ブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50	
	1-7-7		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1- 52	
	1-7-8		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-136	
	1-7-9		多自然護岸工	巨石張り		第3編2-3-26多自然護岸工	1- 38
				巨石積み		第3編2-3-26多自然護岸工	〃
				かごマット		第3編2-3-26多自然護岸工	〃
	1-7-10		吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-134	
	1-7-11		植生工		第3編2-14-2植生工	1-132	
	1-7-12		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	1- 12	
	1-7-13		羽口工	じゃかご		第3編2-3-26羽口工	1- 38
		ふとんかご			第3編2-3-26羽口工	〃	
		かご枠			第3編2-3-26羽口工	〃	
		連節ブロック張り			第3編2-5-3-2連節ブロック張り	1- 50	
第8節 擁壁護岸工	1-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138	
	1-8-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	〃	
第9節 根固め工	1-9-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	1- 32	
	1-9-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1- 34	
	1-9-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	〃	
	1-9-7		かご工	じゃかご		第3編2-3-26羽口工	1- 38
		ふとんかご			第3編2-3-26羽口工	〃	
第12節 水制工	1-10-3		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1- 34	
	1-10-4		捨石工		第3編2-3-19捨石工	〃	
	1-10-5		かご工	じゃかご		第3編2-3-26羽口工	1- 38
				ふとんかご		第3編2-3-26羽口工	〃
1-10-8		杭出し水制工			1-144		
第11節 付帯道路工	1-11-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1- 24	
	1-11-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1- 54	
	1-11-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1- 72	
	1-11-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1- 80	
	1-11-8		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	1- 84	
	1-11-9		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1- 40	
	1-11-10		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1- 42	
	1-11-11		縁石工		第3編2-3-5縁石工	1- 22	
1-11-12		区画線工		第3編2-3-9区画線工	1- 26		
第12節 付帯道路施設工	1-12-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1- 26	
	1-12-4		標識工		第3編2-3-6小型標識工	1- 22	
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3		配管工			1-144	
	1-13-4		ハンドホール工			1-146	
第2章 浚渫(川)							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-3-2		浚渫船運転工(民船・官船)		第3編2-16-3浚渫船運転工	1-142	
第3節 浚渫工(グラブ船)	2-4-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	1-142	
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-5-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	1-142	
第3章 樋門・樋管							
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46	
	3-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃	
	3-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-6	1	函渠工	本体工		1-146
		2	函渠工	ヒューム管		〃
				P C管		〃
				コルゲートパイプ		〃
				ダクタイル鋳鉄管		〃
		P C函渠	第3編2-3-28 ^ア レキャストカルハート工		1-40	
3-5-7		翼壁工			1-148	
3-5-8		水叩工			〃	
第6節 護床工	3-6-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	1-32
	3-6-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1-34
	3-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	〃
	3-6-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-26羽口工	1-38
ふとんかご				第3編2-3-26羽口工	〃	
第7節 水路工	3-7-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-40
	3-7-4		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	1-42
	3-7-5		暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	〃
	3-7-6		樋門接続暗渠工		第3編2-3-28 ^ア レキャストカルハート工	1-40
第7節 付属物設置工	3-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-24
	3-8-7		階段工		第3編2-3-22階段工	1-34
第4章 水門						
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	1-110
	4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-120
	4-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	1-122
	4-3-6		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	1-124
	4-3-7		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-122
	4-3-9		仮設材製作工		第3編3-12-1仮設材製作工	1-108
	4-3-10		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-126
第6節 水門本体工	4-6-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-46
	4-6-5		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	4-6-6		矢板工(遮水矢板)		第3編2-3-4矢板工	1-22
	4-6-7		床版工			1-148
	4-6-8		堰柱工			〃
	4-6-9		門柱工			〃
	4-6-10		ゲート操作台工			〃
	4-6-11		胸壁工			〃
	4-6-12		翼壁工		第6編3-5-7翼壁工	〃
	4-6-13		水叩工		第6編3-5-8水叩工	〃
第7節 護床工	4-7-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	1-32
	4-7-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1-34
	4-7-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	〃
	4-7-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-26羽口工	1-38
ふとんかご				第3編2-3-26羽口工	〃	
第8節 付属物設置工	4-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-24
	4-8-8		階段工		第3編2-3-22階段工	1-34
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13-3架設工(クレーン架設)	1-128
	4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)	〃
	4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13-5架設工(ケーブルエレクション架設)	〃
	4-9-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13-6架設工(架設桁架設)	〃
	4-9-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13-7架設工(送出し架設)	〃
	4-9-9		架設工(トラバラークレーン架設)		第3編2-13-8架設工(トラバラークレーン架設)	〃
	4-9-10		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-44
第11節 床版工	4-11-2		床版工		第3編2-18-1床版工	1-142
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-36
	4-12-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-214
	4-12-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	4-12-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	〃
	4-12-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	〃

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-127プレテンション桁製作工(購入工)	1- 28	
	4-14-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-136ポストテンション桁製作工	〃	
	4-14-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-147プレキャストセグメント製作工(購入工)	1- 30	
	4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-147プレキャストセグメント主桁組立工	〃	
	4-14-6		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212	
	4-14-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13-3架設工(クレーン架設)	1-128	
	4-14-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13-10架設工(架設桁架設)	〃	
	4-14-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	1-142	
	4-14-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214	
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
4-15-4			落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214	
4-15-5			PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	1- 30	
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1- 36	
	4-16-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-214	
	4-16-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	〃	
	4-16-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	〃	
	4-16-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	〃	
第18節 舗装工	4-18-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1- 54	
	4-18-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	1- 60	
	4-18-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	1- 64	
	4-18-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	1- 68	
	4-18-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	1- 70	
	4-18-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1- 72	
	4-18-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1- 80	
	4-18-12		ブロック舗装工		第3編2-6-147ブロック舗装工	1- 84	
第5章 堰							
第3節 工場製作工	5-3-3		刃口金物製作工		第3編2-12-1刃口金物製作工	1-108	
	5-3-4		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	1-110	
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	1-120	
	5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	〃	
	5-3-7		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	1-122	
	5-3-8		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	1-124	
	5-3-9		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-97プレビーム用桁製作工	〃	
	5-3-10		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-122	
	5-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-87アンカーフレーム製作工	〃	
	5-3-13		仮設材製作工		第3編2-12-1仮設材製作工	1-108	
	5-3-14		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-126	
	第6節 可動堰本体工	5-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
		5-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
		5-6-5		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	1- 48
5-6-6			ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃	
5-6-7			矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22	
5-6-8			床版工		第3編2-18-2床版工	1-142	
5-6-9			堰柱工		第6編4-6-8堰柱工	1-148	
5-6-10			門柱工		第6編4-6-9門柱工	〃	
5-6-11			ゲート操作台工		第6編4-6-10ゲート操作台工	〃	
5-6-12			水叩工		第6編3-5-8水叩工	〃	
5-6-13			閘門工			〃	
5-6-14			土砂吐工			〃	
5-6-15			取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138	
第7節 固定堰本体工		5-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
		5-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	5-7-5		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	1- 48	
	5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	5-7-7		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22	
	5-7-8		堰本体工			1-148	
	5-7-9		水叩工			〃	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 固定堰本体工	5-7-10		土砂吐工			1-148
	5-7-11		取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
第8節 魚道工	5-8-3		魚道本体工			1-150
第9節 管理橋下部工	5-9-2		管理橋橋台工			1-150
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13-3架設工(クレーン架設)	1-128
	5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)	〃
	5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13-5架設工(ケーブルエレクション架設)	〃
	5-10-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13-6架設工(架設桁架設)	〃
	5-10-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13-7架設工(送出し架設)	〃
	5-10-9		架設工(トラバラークレーン架設)		第3編2-13-8架設工(トラバラークレーン架設)	〃
	5-10-10		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-44
第12節 床版工	5-12-2		床版工		第3編2-18-2床版工	1-142
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-36
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-214
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	〃
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	〃
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-28
	5-15-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	〃
	5-15-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)	1-30
	5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	5-15-6		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
	5-15-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13-3架設工(クレーン架設)	1-128
	5-15-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13-6架設工(架設桁架設)	1-126
	5-15-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	1-142
	5-15-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214
	第16節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)	5-16-3		支承工		第10編4-5-10支承工
5-16-4			落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214
5-16-5			PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	1-30
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5-17-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
	5-17-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	1-32
	5-17-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-18-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-36
	5-18-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-214
	5-18-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	5-18-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	〃
	5-18-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	〃
第20節 付属物設置工	5-20-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-24
	5-20-7		階段工		第3編2-3-22階段工	1-34
第6章 排水機場						
第4節 機場本体工	6-4-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-46
	6-4-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	6-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-22
	6-4-6		本体工			1-152
	6-4-7		燃料貯油槽工			〃
第5節 沈砂池工	6-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-46
	6-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	6-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-22
	6-5-6		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
	6-5-7		コンクリート床版工			1-152
	6-5-8		ブロック床版工		第3編2-3-17根固めブロック	1-32
	6-5-9		場所打水路工		第3編2-3-29側溝工(場所打水路)	1-42
第6節 吐出水槽工	6-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-46
	6-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	6-6-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-22
	6-6-6		本体工		第6編6-4-6本体工	1-152

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7章 床止め・床固め						
第4節 床止め工	7-4-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
	7-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22
	7-4-6		本土工	床固め本土工		1-154
				植石張り	第3編2-5-5石積(張)工	1- 52
				根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック	1- 32
	7-4-7		取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
	7-4-8		水叩工			1-154
				巨石張り	第3編2-3-26多自然護岸工	1- 38
根固めブロック				第3編2-3-17根固めブロック	1- 32	
第5節 床固め工	7-5-4		本堤工		第6編7-4-6本土工	1-154
	7-5-5		垂直壁工		第6編7-4-6本土工	〃
	7-5-6		側壁工		〃	
	7-5-7		水叩工		第6編7-4-8水叩工	〃
第6節 山留擁壁工	7-6-3		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
	7-6-4		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50
	7-6-5		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	1- 52
	7-6-6		山留擁壁基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1- 44
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	8-7-3		不陸整正工		第1編2-3-6堤防天端工	1- 12
	8-7-4		コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1- 72
	8-7-5		アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1- 54
第8節 付属物復旧工	8-8-2		付属物復旧工		第3編2-3-8路側防護柵工	1- 24
第9節 付属物設置工	8-9-3		防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	1- 24
	8-9-5		付属物設置工		第3編2-3-10道路付属物工	1- 26
第12節 光ケーブル配管工	8-10-3		配管工		第6編1-13-3配管工	1-144
	8-10-4		ハンドホール工		第6編1-13-4ハンドホール工	1-146
第12節 植栽維持工	8-12-3		樹木・芝生管理工		第3編2-14-2植生工	1-132
第9章 河川修繕						
第4節 腹付工	9-4-2		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	1- 12
	9-4-3		植生工		第3編2-14-2植生工	1-132
第5節 側帯工	9-5-2		縁切工	じゃかご工	第3編2-3-26羽口工	1- 38
				連節ブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50
				コンクリートブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	〃
	9-5-2		縁切工	石張工	第3編2-5-5石積(張)工	1- 52
	9-5-3		植生工		第3編2-14-2植生工	1-132
第6節 堤脚保護工	9-6-3		石積工		第3編2-5-5石積(張)工	1- 52
	9-6-4		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50
第7節 管理用通路工	9-7-2		防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	1- 24
	9-7-4		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	1- 88
	9-7-5		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	〃
	9-7-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	〃
	9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編2-3-29側溝工	1- 40
				集水樹工	第3編2-3-30集水樹工	1- 42
	9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工	1- 22
第8節 現場塗装工	9-8-3		付属物塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1- 44
	9-8-4		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	1- 26

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第5節 護岸基礎工	1-5-4		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1- 34
	1-5-5		場所打コンクリート工			1-156
	1-5-6		海岸コンクリートブロック工			〃
	1-5-7		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1- 44
	1-5-8		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	〃
	1-5-9		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22
第6節 護岸工	1-6-3		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1- 52
	1-6-4		海岸コンクリートブロック工			1-156
	1-6-5		コンクリート被覆工			1-158
第7節 擁壁工	1-7-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
第8節 天端被覆工	1-8-2		コンクリート被覆工			1-158
第9節 波返工	1-9-3		波返工			1-158
第10節 裏法被覆工	1-10-2		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1- 52
	1-10-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50
	1-10-4		コンクリート被覆工		第7編1-6-5コンクリート被覆工	1-158
	1-10-5		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-136
第11節 カルバート工	1-11-3		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	1- 40
第12節 排水構造物工	1-12-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1- 40
	1-12-4		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1- 42
	1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	第3編2-3-29暗渠工	1- 42
				プレキャストボックス	第3編2-3-29暗渠工	〃
				コルゲートパイプ	第3編2-3-29暗渠工	〃
				タグタイル铸铁管	第3編2-3-29暗渠工	〃
1-12-6		場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	〃	
第13節 付属物設置工	1-13-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1- 24
	1-13-6		階段工		第3編2-3-22階段工	1- 34
第14節 付帯道路工	1-14-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1- 24
	1-14-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1- 54
	1-14-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1- 72
	1-14-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1- 80
	1-14-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1- 40
	1-14-9		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1- 42
	1-14-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	1- 22
	1-14-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	1- 26
第15節 付帯道路施設工	1-15-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1- 26
	1-15-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1- 22
第2章 突堤・人工岬						
第4節 突堤基礎工	2-4-4		捨石工			1-158
	2-4-5		吸出し防止工			〃
第5節 突堤本体工	2-5-2		捨石工			1-158
	2-5-5		海岸コンクリートブロック工			1-162
	2-5-6		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
第5節 突堤本体工	2-5-7		詰杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
	2-5-8		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22
	2-5-9		石枠工			1-162
	2-5-10		場所打コンクリート工			〃
	2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		1-164
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		〃
3		ケーソン工	突堤上部工(場所打コンクリート)(海岸コンクリートブロック)		〃	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 突堤本体工	2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		1-166
		2	セルラー工	セルラー工据付		〃
		3	セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		〃
第6節 根固め工	2-6-2		捨石工			1-166
	2-6-3		根固めブロック工			1-168
第7節 消波工	2-7-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1- 34
	2-7-3		消波ブロック工			1-168
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第3節 海域堤基礎工	3-3-3		捨石工			1-168
	3-3-4		吸出し防止工		第7編2-4-5吸出し防止工	1-160
第4節 海域堤本体工	3-4-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1- 34
	3-4-3		海岸コンクリートブロック工		第7編2-5-5海岸コンクリートブロック工	1-162
	3-4-4		ケーソン工		第7編2-5-11ケーソン工	1-164
	3-4-5		セルラー工		第7編2-5-12セルラー工	1-166
	3-4-6		場所打コンクリート工		第7編2-5-12場所打ちコンクリート工	〃
第4章 浚渫（海）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	4-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	1-142
第3節 浚渫工（グラブ船）	4-4-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	1-142
第5章 養浜						
第3節 砂止工	5-4-2		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	1- 32

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	1-3-3		鋼製堰堤製作工		第3編2-12-3-3桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	1-116
	1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			1-170
	1-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-126
第5節 軽量盛土工	1-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 16
第6節 法面工	1-6-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-132
	1-6-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-134
	1-6-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-136
	1-6-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	〃
	1-6-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-26羽口工	1- 38
			ふとんかご	第3編2-3-26羽口工	〃	
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4		コンクリート堰堤本体工			1-170
	1-8-5		コンクリート副堰堤工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	〃
	1-8-6		コンクリート側壁工			〃
	1-8-8		水叩工			1-172
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		1-172
		透過型			1-174	
	1-9-6		鋼製側壁工			1-178
	1-9-7		コンクリート側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	1-170
	1-9-9		水叩工		第8編1-8-8水叩工	1-172
1-9-10		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1- 44	
第10節 護床工・根固め工	1-10-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	1- 32
	1-10-6		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1- 34
	1-10-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-26羽口工	1- 38
		ふとんかご		第3編2-3-26羽口工	〃	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1- 24
第12節 付帯道路工	1-12-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1- 24
	1-12-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1- 54
	1-12-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1- 72
	1-12-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1- 80
	1-12-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1- 40
	1-12-9		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1- 42
	1-12-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	1- 22
	1-12-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	1- 26
第13節 付帯道路施設工	1-13-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1- 26
	1-13-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1- 22
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 16
第4節 流路護岸工	2-4-4		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1- 44
	2-4-5		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
	2-4-6		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50
	2-4-7		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	1- 52
	2-4-8		護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	1-144
	2-4-9		植生工		第3編2-14-2植生工	1-132
第5節 床固め工	2-5-4		床固め本体工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-170
	2-5-5		垂直壁工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-170
	2-5-6		側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	〃
	2-5-7		水叩工		第8編1-8-8水叩工	1-172
	2-5-8		魚道工			1-178
第6節 根固め・水制工	2-6-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	1- 32
	2-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1- 34
	2-6-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-26羽口工	1- 38
				ふとんかご	第3編2-3-26羽口工	〃
第7節 流路付属物設置工	2-7-2		階段工		第3編2-3-22階段工	1- 34
	2-7-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1- 24

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 16
第4節 法面工	3-4-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-132
	3-4-3		吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-134
	3-4-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-136
	3-4-5		かご工	じゃかご	第3編2-3-26羽口工	1- 38
				ふとんかご	第3編2-3-26羽口工	〃
	3-4-6		アンカー工 (プレキャスト コンクリート板)		第3編2-14-6アソカ工	1-136
3-4-7		抑止アンカー工		第3編2-14-6アソカ工	〃	
第5節 擁壁工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
	3-5-4		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
	3-5-5		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	〃
	3-5-6		補強土壁工		第3編2-15-3補強土壁工	1-140
	3-5-7		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	〃
	3-5-8		落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工	1-192
第6節 山腹水路工	3-6-3		山腹集水路・排水路工		第3編2-3-29側溝工 (場所排水路)	1- 42
	3-6-4		山腹明暗渠工			1-178
	3-6-5		山腹暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	1- 42
	3-6-6		場所排水路工		第3編3-2-29場所排水路工	〃
	3-6-7		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1- 42
第7節 地下水排除工	3-7-4		集排水ボーリング工			1-180
	3-7-5		集水井工			〃
第8節 地下水遮断工	3-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
	3-8-4		固結工		第3編2-7-9固結工	1- 74
	3-8-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22
第9節 抑止杭工	3-9-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
	3-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	3-9-5		シャフト工 (深礎工)		第3編2-4-6深礎工	1- 48
	3-9-6		合成杭工			1-180

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	1-4		コンクリートダム工	本体		1-182
	1-4		コンクリートダム工	水叩		〃
	1-4		コンクリートダム工	副ダム		1-184
	1-4		コンクリートダム工	導流壁		1-186
第2章 フィルダム						
第3節 盛立工	2-4-5		コアの盛立			1-188
	2-4-6		フィルターの盛立			〃
	2-4-7		ロックの盛立			〃
	2		フィルダム (洪水吐)			1-190
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	3-3		ボーリング工			1-190

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		1-192
				工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	1-126
第4節 地盤改良工	1-4-2		路床安定処理工		第3編2-7-2路床安定処理工	1- 90
	1-4-3		置換工		第3編2-7-3置換工	〃
	1-4-4		サンドマット工		第3編2-7-4サンドマット工	1- 92
	1-4-5		パーチカルドレーン工		第3編2-7-5パーチカルドレーン工	〃
	1-4-6		締固め改良工		第3編2-7-6締固め改良工	〃
	1-4-7		固結工		第3編2-7-7固結工	1- 96
第5節 法面工	1-5-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-132
	1-5-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-134
	1-5-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-136
	1-5-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	〃
	1-5-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-26羽口工	1- 38
ふとんかご				第3編2-3-26羽口工	〃	
第6節 軽量盛土工	1-6-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 16
第7節 擁壁工	1-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
	1-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	1-7-5		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
	1-7-6		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	〃
	1-7-7		補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法	第3編2-15-3補強土壁工	1-140
				多数アンカー式補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	〃
ジオテキスタイルを用いた補強土工法				第3編2-15-3補強土壁工	〃	
1-7-8		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	〃	
第8節 石・ブロック積 (張) 工	1-8-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50
	1-8-4		石積 (張) 工		第3編2-5-5石積 (張) 工	1- 52
第9節 カルバート工	1-9-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
	1-9-5		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	1-9-6		場所打函渠工			1- 192
	1-9-7		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	1- 40
第10節 排水構造物工 (小型水路工)	1-10-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1- 40
	1-10-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	〃
	1-10-5		集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	1- 42
	1-10-6		地下排水工		第3編3-2-29暗渠工	〃
	1-10-7		場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	〃
	1-10-8		排水工 (小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	1- 40
第11節 落石雪害防止工	1-11-4		落石防止網工			1-192
	1-11-5		落石防護柵工			〃
	1-11-6		防雪柵工			1-194
	1-11-7		雪崩予防柵工			〃
第12節 遮音壁工	1-12-4		遮音壁基礎工			1-194
	1-12-5		遮音壁本体工			〃

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	2-3-2		路床安定処理工		第3編2-7-2路床安定処理工	1- 90
	2-3-3		置換工		第3編2-7-3置換工	〃
第4節 舗装工	2-4-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1- 54
	2-4-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	1- 60
	2-4-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	1- 64
	2-4-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	1- 68
	2-4-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	1- 70
	2-4-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1- 72
	2-4-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1- 80
	2-4-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	1- 84
	2-4		歩道路盤工			1-196
	2-4		取合舗装路盤工			〃
	2-4		路肩舗装路盤工			〃
	2-4		歩道舗装工			〃
	2-4		取合舗装工			〃
	2-4		路肩舗装工			〃
2-4		表層工			〃	
第5節 排水構造物工（路面排水工）	2-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1- 40
	2-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	〃
	2-5-5		集水樹（街渠樹）・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	1- 42
	2-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	1- 42
	2-5-7		場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	〃
	2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		第3編2-3-29側溝工	1- 40
	2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			1-196
第6節 縁石工	2-6-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	1- 22
第7節 踏掛版工	2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		1-198
			踏掛版工	ラバーシュー		〃
			踏掛版工	アンカーボルト		〃
第8節 防護柵工	2-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1- 24
	2-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	〃
	2-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	〃
	2-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	〃
第9節 標識工	2-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1- 22
	2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		1-198
2		大型標識工	標識柱工		〃	
第10節 区画線工	2-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	1- 26
第12節 道路付属施設工	2-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1- 26
	2-12-5	1	ケーブル配管工			1-198
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		〃
2-12-6		照明工	照明柱基礎工		〃	
第13節 橋梁付属物工	2-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1- 36
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	3-3-2		刃口金物製作工		第3編2-12-1刃口金物製作工	1-108
	3-3-3		鋼製橋脚製作工			1-202
	3-3-4		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	1-122
	3-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-126
第5節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 16
第6節 橋台工	3-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
	3-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	3-6-5		深礎工		第3編2-4-6深礎工	1- 48
	3-6-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	〃
	3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃
	3-6-8		橋台躯体工			1-204

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 RC橋脚工	3-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
	3-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	3-7-5		深礎工		第3編2-4-6深礎工	1- 48
	3-7-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	〃
	3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃
	3-7-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9鋼管矢板基礎工	1- 50
	3-7-9		橋脚躯体工	張出式		1-206
				重力式		〃
		橋脚躯体工	ラーメン式		1-208	
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1- 46
	3-8-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	3-8-5		深礎工		第3編2-4-6深礎工	1- 48
	3-8-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	〃
	3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃
	第8節 鋼製橋脚工	3-8-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9鋼管矢板基礎工
3-8-9			橋脚フーチング工	I型・T型	1-208	
			橋脚フーチング工	門型	1-210	
3-8-10			橋脚架設工	I型・T型	〃	
			橋脚架設工	門型	〃	
3-8-11			現場継手工		〃	
3-8-12		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1- 44	
第9節 護岸基礎工	3-9-3		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1- 44
	3-9-4		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22
第10節 矢板護岸工	3-10-3		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1- 44
	3-10-4		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 22
第11節 法覆護岸工	3-11-2		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50
	3-11-3		護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	1-144
	3-11-4		緑化ブロック工		第3編2-5-4緑化ブロック工	1- 52
	3-11-5		環境護岸ブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50
	3-11-6		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1- 52
	3-11-7		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-136
第11節 法覆護岸工	3-11-8		多自然護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然護岸工	1- 38
			多自然護岸工	巨石積み	第3編2-3-26多自然護岸工	〃
			多自然護岸工	かごマット	第3編2-3-26多自然護岸工	〃
	3-11-9		吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-134
	3-11-10		植生工		第3編2-14-2植生工	1-132
	3-11-11		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	1- 12
	3-11-12		羽口工	じゃかご	第3編2-3-26羽口工	1- 38
			羽口工	ふとんかご	第3編2-3-26羽口工	〃
羽口工			かご枠	第3編2-3-26羽口工	〃	
羽口工			連節ブロック張り	第3編2-5-3-2連節ブロック張り	1- 50	
第12節 擁壁護岸工	3-12-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
	3-12-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	〃
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	1-110
	4-3-4		検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	1-120
	4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	〃
	4-3-6		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	1-122
	4-3-7		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	1-124
	4-3-8		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-122
	4-3-9		橋梁用高欄製作工			1-212
	4-3-10		横断歩道橋製作工		第3編2-12-3桁製作工	1-110
	4-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	1-122
	4-3-13		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-126

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	4-5-4		架設工（クレーン架設）		第3編2-13-3架設工（クレーン架設）	1-128
	4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）	〃
	4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）	〃
	4-5-7		架設工（架設桁架設）		第3編2-13-6架設工（架設桁架設）	〃
	4-5-8		架設工（送出し架設）		第3編2-13-7架設工（送出し架設）	〃
	4-5-9		架設工（トラバラークレーン架設）		第3編2-13-8架設工（トラバラークレーン架設）	〃
	4-5-10		支承工（鋼製支承）			1-212
	4-5-10		支承工（ゴム支承）			〃
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-44
第7節 床版工	4-7-2		床版工		第3編2-18-2床版工	1-142
第8節 橋梁付属物工	4-8-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-36
	4-8-3		落橋防止装置工			1-214
	4-8-5		地覆工			〃
	4-8-6		橋梁用防護柵工			〃
	4-8-7		橋梁用高欄工			〃
	4-8-8		検査路工			〃
第9節 歩道橋本体工	4-9-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-46
	4-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	4-9-5		橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9橋脚フーチング工	1-208
第9節 歩道橋本体工	4-9-5		橋脚フーチング工	T型	第10編3-8-9橋脚フーチング工	1-208
	4-9-6		歩道橋架設工		第3編2-13 橋梁架設工	1-128
	4-9-7		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-44
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	5-3-2		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9プレビーム用桁製作工	1-124
	5-3-3		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-122
	5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-120
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	〃
	5-3-6		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-126
	第5節 PC橋工	5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）
			プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ橋	第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	〃
5-5-3			ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	〃
5-5-4			プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）	1-30
5-5-5			プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
5-5-6			支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
5-5-7			架設工（クレーン架設）		第3編2-13-3架設工（クレーン架設）	1-128
5-5-8			架設工（架設桁架設）		第3編2-13-6架設工（架設桁架設）	〃
5-5-9			床版・横組工		第3編2-18-2床版工	1-142
5-5-10			落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214
第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2		プレビーム桁製作工（現場）			1-216
	5-6-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
	5-6-4		架設工（クレーン架設）		第3編2-13-3架設工（クレーン架設）	1-128
	5-6-5		架設工（架設桁架設）		第3編2-13-6架設工（架設桁架設）	〃
	5-6-6		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	1-142
	5-6-9		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214
第7節 PCホロスラブ橋工	5-7-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
	5-7-4		PCホロスラブ製作工		第3編2-3-15PCホロスラブ製作工	1-30
	5-7-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214
第8節 RCホロスラブ橋工	5-8-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
	5-8-4		RC場所打ホロスラブ製作工		第3編2-3-15PCホロスラブ製作工	1-30
	5-8-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214
第9節 PC版桁橋工	5-9-2		PC版桁製作工		第3編2-3-15PCホロスラブ製作工	1-30

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 PC箱桁橋工	5-10-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
	5-10-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	1-32
	5-10-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2		PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	1-32
	5-11-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
	5-11-4		架設工(片持架設)		第3編2-13-1架設工(コンクリート橋)	1-130
第12節 PC押し箱桁橋工	5-12-2		PC押し箱桁製作工		第3編2-3-16PC押し箱桁製作工	1-32
	5-12-3		架設工(押し架設)		第3編2-13-1架設工(コンクリート橋)	1-130
第13節 橋梁付属物工	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-36
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-214
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	〃
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	〃
第6章 トンネル (NATM)						
第4節 支保工	6-4-3		吹付工			1-216
	6-4-4		ロックボルト工			〃
第5節 覆工	6-5-3		覆工コンクリート工			1-218
	6-5-4		側壁コンクリート工		第10編6-5-3覆工コンクリート工	〃
	6-5-5		床版コンクリート工			〃
第6節 インパート工	6-6-4		インパート本体工			1-220
第7節 坑内付帯工	6-7-5		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	1-42
第8節 坑門工	6-8-4		坑門本体工			1-220
	6-8-5		明り巻工			1-222
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	11-3-3		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-126
第6節 現場打構築工	11-6-2		現場打躯体工			1-224
	11-6-4		カラー継手工			〃
	11-6-5		防水工	防水		〃
		防水工	防水保護工		〃	
		防水工	防水壁		1-226	
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2		プレキャスト躯体工			1-226
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	12-5-2		管路工(管路部)			1-226
	12-5-3		プレキャストボックス工(特殊部)			1-228
	12-5-4		現場打ちボックス工(特殊部)		第10編11-6-2現場打躯体工	1-224
第6節 付帯設備工	12-6-2		ハンドホール工			1-228
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	13-3-4		管路工(管路部)		第10編12-5-2管路工(管路部)	1-226
第4節 付帯設備工	13-4-2		ハンドホール工		第10編12-6-2ハンドホール工	1-228
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	14-4-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	1-88
	14-4-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	〃
	14-4-5		切削オーバーレイ工			1-230
	14-4-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	1-88
	14-4-7		路上再生工			1-230
	14-4-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1-80
第5節 排水構造物工	14-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-40
	14-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	〃
	14-5-5		集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	1-42
	14-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	〃
	14-5-7		場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	〃
	14-5-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	1-40
第6節 防護柵工	14-6-2		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-24
	14-6-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	〃
	14-6-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	〃
	14-6-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	〃
第7節 標識工	14-7-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1-22
	14-7-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	1-198

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 道路付属施設工	14-8-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1- 26
	14-8-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	1-200
	14-8-6		照明工		第10編2-12-6照明工	〃
第9節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 16
第10節 擁壁工	14-10-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
	14-10-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	〃
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50
	14-11-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1- 52
第12節 カルバート工	14-12-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	1-192
	14-12-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	1- 40
第13節 法面工	14-13-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-132
	14-13-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-134
	14-13-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-136
	14-13-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	〃
	14-13-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-26羽口工	1- 38
			かご工	ふとんかご	第3編2-3-26羽口工	〃
第15節 橋梁付属物工	15-15-2		伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮装置工	1- 36
	15-15-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-214
	15-15-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	15-15-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	〃
	15-15-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	〃
第17節 現場塗装工	14-17-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	1- 26
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	16-3-4		桁補強材製作工			1-232
	16-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	1-122
第5節 舗装工	16-5-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	1- 88
	16-5-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	〃
	16-5-5		切削オーバーレイ工		第10編14-4-5切削オーバーレイ工	1-230
	16-5-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	1- 88
	16-5-7		路上再生工		第10編14-4-7路上再生工	1-230
	16-5-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1- 80
第6節 排水構造物工	16-6-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1- 40
	16-6-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	〃
	16-6-5		集水枡・マンホール工		第3編2-3-30集水枡工	1- 42
	16-6-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	〃
	16-6-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	〃
	16-6-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	1- 40
第7節 縁石工	17-7-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	1- 22
第8節 防護柵工	16-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1- 24
	16-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	〃
	16-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	〃
	16-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	〃
第9節 標識工	16-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1- 22
	16-9-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	1-198
第10節 区画線工	16-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	1- 26
第12節 道路付属施設工	16-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1- 26
	16-12-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	1-200
	16-12-6		照明工		第10編2-12-6照明工	〃
第13節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 16
第14節 擁壁工	16-14-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-138
	16-14-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	〃
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1- 50
	16-15-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1- 52
第16節 カルバート工	16-16-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	1-192
	16-16-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	1- 40

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第17節 法面工	16-17-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-132
	16-17-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-134
	16-17-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-136
	16-17-6		アンカー工		第3編2-14-67ソカー工	〃
	16-17-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-26羽口工	1- 38
			かご工	ふとんかご	第3編2-3-26羽口工	〃
第18節 落石雪害防止工	18-18-4		落石防止網工		第10編1-11-4落石防止網工	1-192
	18-18-5		落石防護柵工		第10編1-11-5落石防護柵工	〃
	18-18-6		防雪柵工		第10編1-11-6防雪柵工	1-194
	18-18-7		雪崩予防柵工		第10編1-11-7雪崩予防柵工	〃
第20節 鋼桁工	16-20-3		鋼桁補強工		第10編16-3-4桁補強材製作工	1-232
第21節 橋梁支承工	16-21-3		鋼橋支承工		第10編4-5-10支承工	1-212
	16-21-4		P C橋支承工		第10編4-5-10支承工	〃
第22節 橋梁付属物工	16-22-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	1-214
	16-22-6		地覆工		第10編4-8-5地覆工	〃
	16-22-7		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	16-22-8		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	〃
	16-22-9		検査路工		第10編4-8-8検査路工	〃
第25節 現場塗装工	16-25-3		橋梁塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1- 44
	16-25-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	1- 26

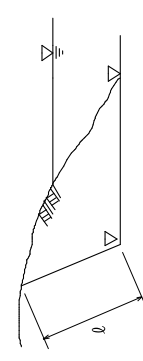
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
1	共通編		2	1	掘削工		基準高▽ 法長ℓ	±50 -200
							ℓ < 5 m ℓ ≥ 5 m	法長 - 4 %
		3	河川・海岸・砂防土工					

治山土工

(PDFページ 212参照) ※ 作業土工の出来形管理は省略

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 ただし、「T S 等光波方式を用いた出 来形管理要領 (土工編) (案)」また は「RTK-GNSSを用いた出来形 管理要領 (土工編) (案)」の規定に より測点による管理を行う場合は、設 計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。</p>		

8.4 環境森林部所管工事施工管理の留意点

8.4.1 治山ダム等の施工管理

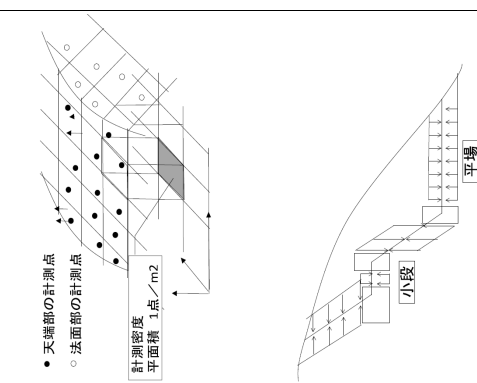
(1) 作業土工 (治山ダム類、擁壁類 (プレキャスト擁壁含む))

作業土工の出来形管理は省略し、両岸から撮影した床掘完了写真を状況写真として管理する。

編	1	共通編						
章	2	土工						
節	3	河川・海岸・砂防土工						
条	2	掘削工 (面管理の場合)						
枝番	2							
種								
測定項目								
	平面	標高較差	平均値	個々の計測値				
	法面(小段含む)	水平または標高較差	±50	±150				
			±70	±160				

海山土工

単位：mm

測定基準	<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面の標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		摘要
------	---	---	----

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	
							平場	標高較差	平均値	個々の計測値
1	2	3	3	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平場 法面(小段含む)	±50 ±70	±300 ±300	
					治山土工					
1	2	3	3	1	盛土工		基準高▽ 法長ℓ 幅 w ₁ , w ₂ 堤間及び低水路幅 w ₁ , w, w ₃	-50 -100 法長-2% -100	-0	
					治山土工					

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合又は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は各法肩で測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	
							測定	項目	平均値	個々の計測値
1	2	3	2	盛土工 (面管理の場合)			天端	標高較差	-50	-150
							法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170
							法面 4割>勾配 (小段 含む)	標高較差	-60	-170
							※ただし、 ここでの勾 配は、鉛直 方向の長さ 1に對する 、水平方 向の長さX をX割と表 したものと す。			

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面の標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1	共通編	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 度 厚 さ t 控 え 長 さ	-50 -50 設計値以上
					治山土工		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2箇所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
1	2	3	5		法面整形工 (盛土部)		厚さ t	※-30
							厚さ t	
1	2	3	6		堤防天端工		t < 15cm	-25
							t ≥ 15cm	-50
1	2	3			治山土工		幅 w	-100
1	2	4	2	1	掘削工		基準高 ▽	±50
							法長 ℓ	-200
1	2	3	4		林道土工		ℓ < 5 m	法長 - 4%
							ℓ ≥ 5 m	
1	2	3	5				幅 w	-100
							<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 林道は平面・縦断・横断を一括して管理する。 環-13・14ページを使用 </div>	

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 箇所。 厚さは、施工延長 200m につき 1 箇 所、200m 以下は 2 箇所、中央で測 定。		
施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40 m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇 所。 ただし、「TS 等光波方式を用いた出 来形管理要領 (土工編) (案)」または 「RTK-GNSS を用いた出来形 管理要領 (案)」の規定により測点に よる管理を行う場合は、設計図書の測 点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測 定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	
							平面	標高較差	平均値	個々の計測値
1	2	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	平均値	個々の計測値
						平面 (小段含む)	水平または 標高較差	±50	±50	±150
						法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±70	±160
								±70	±70	±330

林道土工

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面の標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

編	1	共通編																			
章	2	土工																			
節	4	道路土工																			
条	3	1 路体盛土工 路床盛土工 林道土工																			
4	<table border="1"> <tr> <td>基準高</td> <td>∇</td> <td>規格値</td> <td>± 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法長 ℓ</td> <td>$\ell < 5 \text{ m}$</td> <td></td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>$\ell \geq 5 \text{ m}$</td> <td>法長 - 2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>w_1, w_2</td> <td></td> <td>-100</td> </tr> </table>		基準高	∇	規格値	± 50	法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$		-100	$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長 - 2%		幅	w_1, w_2		-100				
基準高	∇		規格値	± 50																	
法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$		-100																		
	$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長 - 2%																			
幅	w_1, w_2		-100																		
種																					
測定項目																					
規格値																					

測定基準	<p>施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		<p>測定箇所</p>	<p>摘要</p>
------	--	--	-------------	-----------

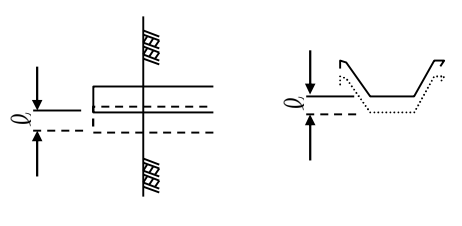
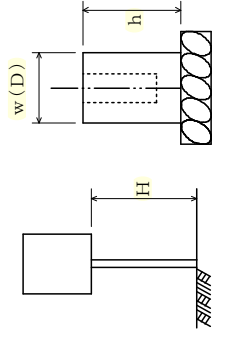
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
1	共通編	4	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">林道土工</div>	天端	平均値 ±50
			4				法面 (小段含む)	標高較差 ±80
							標高較差 ±150	個々の計測値 ±190

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザーサースキヤナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーサースキヤナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーサースキヤナーを用いた出来形管理要領（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面の標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準 高 ∇	± 50
						根 入 長	設計値以上
						変 位 δ	100
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上
						幅 w (D)	-30
						高さ h	-30
						根 入 長	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m)につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		指定仮設・任意仮設は「3-2-10-5-4 土留・仮締切」を適用
1箇所/1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1箇所/1基礎 基礎1基礎		

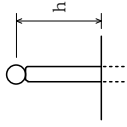
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
						基礎		
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30
							高さ h	-30
							パイプ取付高 H	+30 -20
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30
							高さ h	-30
							ビーム取付高 H	+30 -20
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケープル)	基礎	幅 w	-30
							高さ h	-30
							延長 L	-100
							ケープル取付高 H	+30 -20

測定基準	測定箇所	摘要
単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 箇所測定。 1 箇所 / 1 施工箇所		
1 箇所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 箇所 / 1 施工箇所。 1 箇所 / 1 施工箇所		
1 箇所 / 1 基礎毎 1 箇所 / 1 施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食使用 規 II-82 「表- II.5.5 各塗料の 標準使用量と標 準膜厚」の標準 使用量以上。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。		
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	プレテンション桁製作工	桁長 L (m)	±L/1,000
							断面の外形寸法	±5
							橋桁のそり δ_1	±8
							横方向の曲がり δ_2	±10
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	プレテンション桁製作工	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1,000… L > 10m
							断面の外形寸法	±5
							橋桁のそり δ_1	±8
							横方向の曲がり δ_2	±10
3	2	3	13	1	ポストテンション桁 製作工	ポストテンション桁	幅 (上) w_1	+10 -5
							幅 (下) w_2	±5
							高さ h	+10 -5
							桁支間長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
3	2	3	13	1	ポストテンション桁 製作工	ポストテンション桁	横方向最大タワミ	0.8 ℓ

測定基準	測定箇所	摘要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレンギング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びひび割れについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」も併せて適用する

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	2	プレキヤストセグメント 製作工(購入工)	桁 長 ℓ	—
						断面の外形寸法 (mm)	—
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14		プレキヤストセグメント 主桁組立工	桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$
						支 間 長	$\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$
						厚 さ t	$-10 \sim +20$
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所所で測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストリング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ : 支間長 (m)		
桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所 (支点付近) で 1 箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		<p>注) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重荷構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>

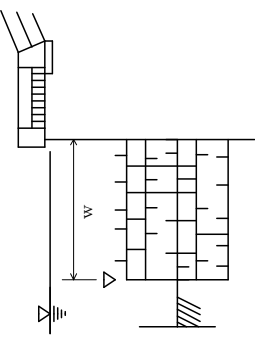
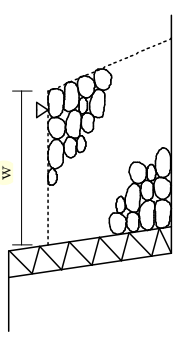
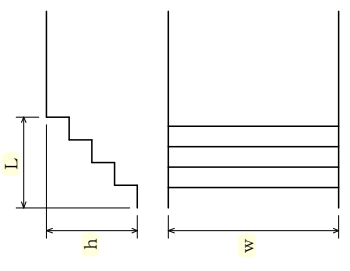
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高	±20	
						幅 (上) w_1	- 5 ~ +30	
						幅 (下) w_2	- 5 ~ +30	
						内 空 幅 w_3	± 5	
						高 さ h_1	+10 - 5	
						内空高さ h_2	+10 - 5	
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	
						幅 (上) w_1	- 5 ~ +30	
						幅 (下) w_2	- 5 ~ +30	
						内 空 幅 w_3	± 5	
高 さ h_1	+10 - 5							
内空高さ h_2	+10 - 5							
桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内							
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17	根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	
						厚さ t	-20	
						幅 W_1, W_2	-20	
						延長 L_1, L_2	-200	
						乱積	基準高▽	± t / 2
							延長 L_1, L_2	- t / 2

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>桁全数について測定。 基準高は、1 箇所当たり 2 箇所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 箇所当たり両端と中央部の 3 箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長 (m)</p>		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>
<p>桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長 (m)</p>		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。 1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	2	3	18		沈床工		基準高 ∇	±150
							幅 w	±300
							延長 L	-200
3	2	3	19		捨石工		基準高 ∇	-100
							幅 w	-100
							延長 L	-200
3	2	3	22		階段工		幅 w	-30
							高さ h	-30
							長さ L	-30
							段数	±0段

測定基準	測定箇所	摘要
1組毎		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。		
1回 / 1 施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ▽	±3
						表面の凹凸	3
						仕上げ高さ	舗装面に対し0 ～-2
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガンジョ イント)	据付け高さ	±3
						車線方向各点誤差 の相対差	3
						表面の凹凸	3
						歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2
						歯咬み合い部の 縦方向間隔W ₁	±2
						歯咬み合い部の 横方向間隔W ₂	±5
仕上げ高さ	舗装面に対し0 ～-2						
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部及び中央部の3点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。		
高さについては車道端部、中央部において橋軸車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
高さについては車道端部及び中央部の3点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	(多自然護岸工) 巨石張り、 <u>巨石積み</u>	基準 高 ∇	±500
						法 長 ℓ	-200
						延 長 L	-200
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	(多自然護岸工) かごマット (標準タイプ)	法 長 ℓ	-100
						厚 さ t	-0.2 t
						延 長 L	-200
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	(羽口工) じゃかご	法 長 ℓ	-50
						$\ell < 3\text{ m}$	-100
						$\ell \geq 3\text{ m}$	-50
						厚 さ t	-50

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3	2	3	27	2	(羽根工) ふとんかご、かご枠 かごマット (多段タイプ)	高さ h	-100
						延長 L ₁ , L ₂	-200
3	2	3	28		プレキヤストカルバート工 (プレキヤストブロックス工) (プレキヤストパイプ工)	基準高 ▽	±30
						※幅 w	-50
						※高さ h	-30
						延長 L	-200
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30
						延長 L	-200

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工 所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工 所につき 2 箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工 所につき 2 箇所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」の規定によ る測点の管理方法を用いることができ る。</p> <p>1 箇所/1 施工箇所</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)		基準高 ∇	±30
							厚さ t_1, t_2	-20
							幅 w	-30
							高さ h_1, h_2	-30
							延長 L	-200
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)		基準高 ∇	±30
							幅 w_1, w_2	-50
							深さ h	-30
							延長 L	-200
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水桝工		基準高 ∇	±30
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
							※幅 w_1, w_2	-30
							※高さ h_1, h_2	-30

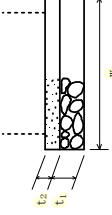
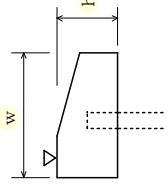
疎水工は環-5・6を使用

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所。</p> <p>1 施工につき 2 箇所。</p> <p>「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 箇所毎</p> <p>ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1 箇所毎</p> <p>※は、現場打部分のある場合。</p>		

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	2	3	31		現場塗装工		塗膜厚	a. ロットの塗膜平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)		幅 長さ t_1 , t_2	設計値以上 -30
3	2	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)		延長 L 基準高 ∇ 幅 w 高さ h 延長 L	各構造物の規格値による ±30 -30 -30 -200

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は、10㎡ごとに1点とする。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>	 <p>※均しコンクリートの厚さは、幅の端部で測定する。 それ以外(砕石基礎工等)の厚さは、幅の中央部付近を掘りおこして測定する。</p>	
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30
						延長 L	-200
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50
						根入 長	設計値以上
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内
						傾 斜	1/100以内
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基準高 ▽	±50
						根入 長	設計値以上
						偏心量 d	100以内
						傾 斜	1/100以内
						杭 径 D	設計値以上
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50
						根入 長	設計値以上
						偏心量 d	100以内
						傾 斜	1/100以内
						杭 径 D	(設計径(公称 径)-30)以上

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理 要領(護岸工編)(案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。</p> <p>全数について杭中心で測定。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p>	
<p>全数について杭中心で測定。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p>	
<p>全数について杭中心で測定。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6	深礎工		基準高▽	±50
							根入長	設計値以上
							偏心量 d	150 以内
							傾斜	1/50 以内
							基礎径 D	設計径(公称径) 以上※
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7	オープンケーソン基礎工		基準高▽	±100
							ケーソンの長さℓ	-50
							ケーソンの幅 w	-50
							ケーソンの高さ h	-100
							ケーソンの壁厚 t	-20
							偏心量 d	300 以内
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8	ニューマチックケーソン基礎工		基準高▽	±100
							ケーソンの長さℓ	-50
							ケーソンの幅 w	-50
							ケーソンの高さ h	-100
							ケーソンの壁厚 t	-20
							偏心量 d	300 以内

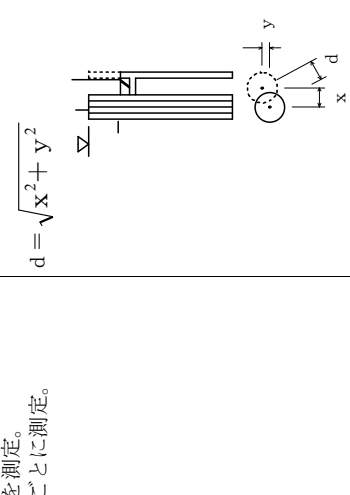

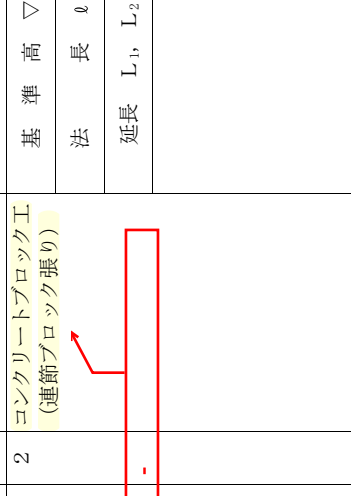
測定基準	測定箇所	摘要
全数について杭中心で測定。 ※ライブプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ∇	±100
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	300 以内
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ∇	±50
						法 長 ℓ	-50
						厚さ (ブロック積張) t_1	-100
						厚さ (裏込) t_2	-50
						延 長 L	-200
						ブロック目地間隔	最大 50
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ∇	±50
						法 長 ℓ	-100
						延長 L_1, L_2	-200

環-1・2ページを使用

環-3・4ページを使用

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測 定。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理 要領 (護岸工編) (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理 要領 (護岸工編) (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3	2	一般施工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50
						幅 w	-100
						延長 L	-200
3	2	一般施工	4	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	
					法長 ℓ	-50	
					厚さ (ブロック) t_1	-100	
3	2	一般施工	5	石・ブロック積 (張) 工	厚さ (裏込) t_2	-50	
					延長 L	-200	
3	2	一般施工	5	石積 (張) 工	基準高 ∇	± 50	
					法長 ℓ	-50	
					厚さ (石積・張) t_1	-100	
3	2	一般施工	5	石・ブロック積 (張) 工	厚さ (裏込) t_2	-50	
					延長 L	-200	

環-1・2ページを使用

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理 要領 (護岸工編) (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測 定。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理 要領 (護岸工編) (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測 定。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理 要領 (護岸工編) (案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均 (X_{10})	小規模 以下
3	2	1	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚さ	-45	-45	-15
						幅	-50	-50	—
3	2	1	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-10
						幅	-50	-50	—

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。</p> <p>※幅はセンター振り分けで測定する。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は、次のいずれかに該当するものという。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
3	2	1	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上 -25	中規模以上 -30	中規模以上 -8	小規模以下 -10
						幅	-50	-50	-	-
3	2	1	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	-	-

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けて測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000 m² 以上 10,000 m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けて測定する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
3	土木工事共通編	2 一般施工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	中規模 小規模 以下	中規模 小規模 以下	小規模 以下	
						幅	-9	-12	-3	-4
3	土木工事共通編	2 一般施工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	-	-
						平坦性	-	3m ² プロファイル直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下		

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000 m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均 (\bar{X}_{10})	規格
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45	-45	-15
						幅	-50	-50	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50	-50	—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均 (\bar{X}_{10})		
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	
							-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	-	
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	-	-
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	-	-
						平坦性	-	3m ² 直読式 (σ)2.4mm以下 (足付き) (σ)1.75mm以下	-	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 mm に 1 箇所の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 mm に 1 箇所の割でコアを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 mm に 1 箇所の割でコアを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 mm に 1 箇所の割でコアを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均 (X_{10})	
3	土木工事共通編	2 一般施工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下
						厚	±40	±50	—
						幅	-45	-45	-15
3	土木工事共通編	2 一般施工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚	-25	-30	-10
						幅	-50	-50	—
3	土木工事共通編	2 一般施工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚	-25	-30	-10
						幅	-50	-50	—

測定基準	測定箇所	摘要
基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り 起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測 定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上ででの管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映でききる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘 り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均 (\bar{X}_{10})		
3	2	一般施工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
						幅	-15	-20	-5	-7
3	2	一般施工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-
3	2	一般施工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	-	-
						平坦性	-			3m ² 以下 (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事に比べ規模は小さいものの、管理結果をより規模に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコア一を採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)	
3	土木工事共通編	2 一般施工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
		幅	-100	—					
3	土木工事共通編	2 一般施工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	
						幅	-25	—	

測定基準	測定箇所	概要
<p>基準高は片側延長 40m 毎に 1 箇所割合で測定。</p> <p>厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所掘り起しして測定。</p> <p>幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所測定。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場が該当する。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所割合で測定。</p> <p>厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所コアを採取して測定。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均 (X_m)		
3	2	6	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	
						幅	-15	-20	-5	-7
3	2	6	11	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-
3	2	6	11	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	-	-
3	2	6	11		平坦性				3m ² プロキメター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア一を採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア一を採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² 毎に 1 個の割でコア一を採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	中規模以上
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45	-15	—
						幅	-50	—	—
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。</p> <p>幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。</p> <p>※幅はセンター振り分けで測定する。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとするとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。</p> <p>※幅はセンター振り分けで測定する。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均 (X_{10})	
3	2	一般施工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	中規模以上 -25	中規模以下 -30	中規模以上 -8
						幅	-50		-
3	2	一般施工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3
						幅	-25		-

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは掘り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。	コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	—10	—3.5
						幅	—25	—
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50
						厚さ	—45	—15
3	土木工事共通編	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	—25	—30
						幅	—50	—
						目地段差	±2	

測定基準	測定箇所	摘要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割りで測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関する、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m毎に両側の版端を測定する。	工事規模の考え方で、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
※幅はセンター振り分けで測定する。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。		
※幅はセンター振り分けで測定する。		
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		
※幅はセンター振り分けで測定する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
3	土木工事共通編	2	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	中規模以上 -25 小規模以下 -30	中規模以上 -8
		幅				-50	-	
3	土木工事共通編	2	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12
		幅				-25	-	
3	土木工事共通編	2	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-4.5
		幅				-35	-	
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下。
						目地段差		±2

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは、掘り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。</p>	<p>工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。</p>	<p>コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所に測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 ※幅はセンター振り分けで測定する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均 (X_{10})	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45	-15	-15
						幅	-50	—	—
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
3	2	1	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上 -25	中規模以上 -8
						幅	-50	-
3	2	1	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	中規模以上 -15	中規模以上 -5
						幅	-50	-
3	2	1	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上 -9	中規模以上 -3
						幅	-25	-

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けて測定する。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けて測定する。</p>	<p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けて測定する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	中規模以上
3	土木工事共通編	2	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚さ	—45	—	—15
						幅	—50	—	—
3	土木工事共通編	2	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	—25	—30	—8
						幅	—50	—	—

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。 ※幅はセンター振り分けて測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けて測定する。</p>		

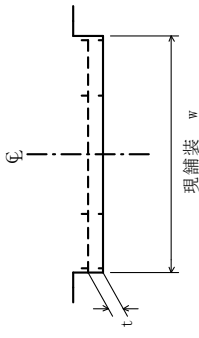
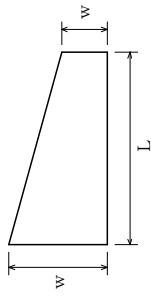
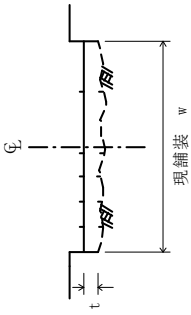
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均 (X_{10})	中規模 以上
3	2	1	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8
						幅	-50	-	-
3	2	1	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5
						幅	-50	-	-
3	2	1	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3
						幅	-25	-	-

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。</p>	<p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)
3	2	一般 舗装工	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2
						幅 w	-25	—
3	2	一般 舗装工	16		舗装打換え工	幅 w	-50	
						路盤工		
						延長L	-100	
		厚さ t	該当工種					
		幅 w	-25					
		舗設工						
		延長L	-100					
		厚さ t	該当工種					
3	2	一般 舗装工	17		オーバーレイ工	厚さ t	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
		平坦性	—	3mプロファイルゲージ (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
厚さは40m毎に現舗装高と切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所/1施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
各層毎1箇所/1施工箇所		
厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/1施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		

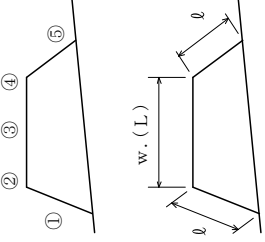
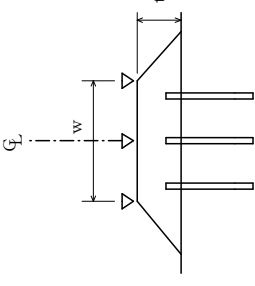
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高	±50
						施工厚さ	-50
						幅	-100
						延長	-200
3	2	7	3		置換工	基準高	±50
						置換厚さ	-50
						幅	-100
						延長	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>延長40m毎に1箇所を割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1箇所、延長40m （50m）以下のものは1施工箇所につ き2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 l	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
3	2	7	5		パイラルネット工	基準高 ∇	± 50
						厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>w、L は施工延長 40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。</p> <p>L はセンターライン及び表裏法厚で行う。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は50m) につき1箇所。</p> <p>厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p> <p>杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	6		サントマット工	施工厚さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3	2	7	7		パーチカルドレーン工 (サントドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サントドレーン工)	位置・間隔 w	±100
						杭 径 D	設計値以上
3	2	7	8		縮固め改良工 (サントコンパクションパイプ工)	打込長さ h	設計値以上
						サントドレーン、袋詰式サントドレーン、サントコンパクションパイプの砂投入量	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		
<p>100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。 1 箇所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。</p> <p>全本数 全本数 計器管理にかえることができる。</p>	<p>※余長は、適用除外</p>	

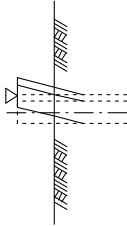
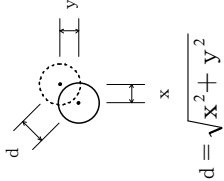
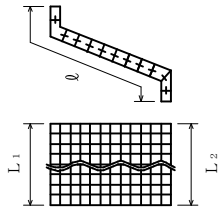
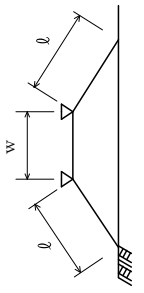
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ∇	-50
						位置・間隔 w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 L	設計値以上
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理工)	基準高 ∇	設計値以上
						施工厚さ t	設計値以上
						幅 w	設計値以上
						延 長 L	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所につき4本測定。</p> <p>全本数</p> <p>$L = \theta_1 - \theta_2$</p> <p>θ_1は改良体先端深度 θ_2は改良体天端深度</p>		
<p>1,000m³～4,000m³につき1箇所、又は 施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所。 1,000m³ 以下、又は施工延長 40m (50 m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出 来形とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100
						根 入 長	設計値以上
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さℓ	設計深さ以上
						配置誤差 d	100
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロッグ張り工)	法 長 ℓ	-100
						延長 L ₁ L ₂	-200
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 ℓ	-100

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。		
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所。 延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		
施工延長50mにつき1箇所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

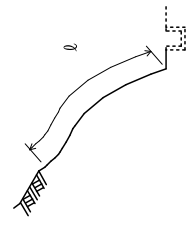
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ∇	-50
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	基準高 ∇	± 50
						連壁の長さ ℓ	-50
						変 位	300
						壁 体 長 L	-200
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高 ∇	± 50
						連壁の長さ ℓ	-50
						変 位 d	D/4 以内
						壁 体 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 50mにつき1箇所。 延長 50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。		
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1箇所。 延長 40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は25m) につき1箇所。 延長 20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1箇所。 延長 40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は25m) につき1箇所。 延長 20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		D：杭径

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	
3	2	10	22		法面吹付工		$\varnothing < 3\text{ m}$	-50	
								$\varnothing \geq 3\text{ m}$	-100
								$t < 5\text{ cm}$	-10
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20	
							延 長 L	-200	

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「R TK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>200 m²につき1箇所以上、200 m²以下は2箇所をせん孔により測定。 ※厚さは検測孔4隅の平均値</p>		
<p>I 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「R TK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

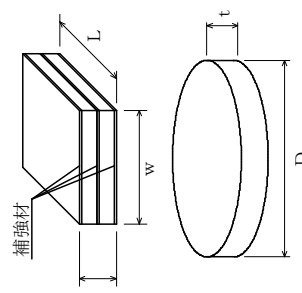
編	3	土木工事共通編						
章	2	一般施工						
節	12	工場製作工 共通						
条	1							
枝番	1	1						
工	種	工	種	工	種	規格値		
上下部鋼構造物との接合用ボルト孔		鑄造費 (金属支承工)						
測 定 項 目								
孔の直径差						+2 -0		
センターボスを基準にした孔位置のずれ								
中心距離								
≤1,000mm						1以下		
センターボスを基準にした孔位置のずれ								
>1,000mm						1.5以下		
孔の直径								
≤100mm						+3 -1		
>100mm						+4 -2		
アンカーボルト用孔(鑄放し)								
孔の中心距離						JIS B 0403 CT13		
ボスの直径						+0 -1		
ボスの高さ						+1 -0		
センターボス								

単位：mm

測 定 基 準	製品全数を測定。	測 定 箇 所		摘 要	
---------	----------	---------	--	-----	--

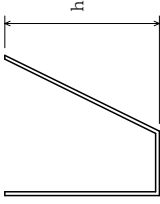
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	2	1	1	1	製造費 (金属支承工)	上巻の橋軸及び直角方向の長さ寸法	全移動量 $\phi \leq 300\text{mm}$	JIS B 0403 CT13
							移動量 $\phi > 300\text{mm}$	± 2 $\pm \phi / 100$
3	2	1	1	2	製造費 (大型ゴム支承工)	組立高さ H	上、下面加工仕上げ	± 3
							コンクリート構造用	± 3
3	2	1	1	2	製造費 (大型ゴム支承工)	普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14
							鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15
3	2	1	1	2	製造費 (大型ゴム支承工)	幅 w	削り加工寸法	JIS B 0405 粗級
							ガス切断寸法	JIS B 0417 B 級
3	2	1	1	2	製造費 (大型ゴム支承工)	長さ L	w, L, D ≤ 500	0 ~ +5
							直径 D	500 < w, L, D $\leq 1500\text{mm}$
3	2	1	1	2	製造費 (大型ゴム支承工)	厚さ t	1500 < w, L, D	0 ~ +15
							平面度	t $\leq 20\text{mm}$
3	2	1	1	2	製造費 (大型ゴム支承工)	平面度	20 < t ≤ 160	$\pm 2.5\%$
								160 < t
3	2	1	1	2	製造費 (大型ゴム支承工)	平面度	w, L, D $\leq 1,000\text{mm}$	1
								1,000mm < w, L, D

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
製品全数を測定。 ※ 1) 片面削り加工も含む。 ※ 2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に對しては CT13 を適用する。		
製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	2	12	1	3	仮設材製作工		部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$
							刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < h \leq 2.0$
3	2	12	1	4	刃口金物製作工		外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$
						腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$h/250$ $b/150$
					部 材 精 度	鋼桁及びトラス の等の部材の腹板 箱桁及びトラス 等のフランジ鋼 床版のデッキ プレート フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$ δ (mm)
					部 材 長	鋼桁 トラス、 アーチなど	$\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$ $\pm 2 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots$ $\ell > 10$
					圧縮材の曲がり	δ (mm)	$\ell / 1,000$

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	<p>I型鋼げた トラス弦材</p>	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。		
主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)		

※規格値の w, ℓ に代入する数値はm単位の数値である。
 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値の h, b, w, ℓ に
 代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長、支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots B > 2$
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \dots h > 5$
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$
							$-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$
							$-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	$-5 \sim +25 \dots 80 < L \leq 200$
							± 10
						現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	$3+h/1,000$
	± 5						

※規格値の L, B, h に代入する数値は mm 単位の数値である。

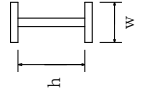
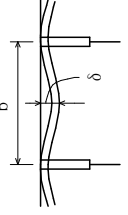
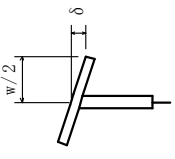
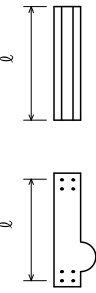
ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	測 定 箇 所	測 定 基 準	測 定 基 準	測 定 基 準
				鋼桁等	
				主桁、主構全数を測定。	
				各支点及び各支間中央付近を測定。	
				両端部及び中心部を測定。	
				最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)	
				各主桁について 10 各主構の各格点を ~ 12 m 間隔を測定。	
				L：主桁の支間長 (m)	
				どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。	
				支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)	
				主桁、主構の全継手数の 1 / 2 を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が 5 mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0 mm とする。 (例：設計値が 3 mm の場合、すき間の許容範囲は 0 mm ~ 8 mm)	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$
							鋼桁等の部材の 板の腹板 の平面度 δ (mm)	$h/250$ $b/150$
							部材精度 フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$
							部材長 l (m) 鋼桁	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$

測定基準	測定箇所	摘要
主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取つた部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h ：腹板高 (mm) b ：腹板又はリブの間隔 (mm) w ：フランジ幅 (mm)		
主要部材全数を測定。		
		

※規格値の w , l に代入する数値は mm 単位の数値である。
ただし、腹の平均度 δ , フランジの直角度 δ 」の規格値の h , b , w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

単位：mm

編	3	土木工事共通編			
章	2	一般施工			
節	12	工場製作工 共通			
条	3				
枝番	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))			
測定項目	部材の水平度			規格値	
	堤長 L			10	
	堤長 θ			± 30	
	堤幅 W			± 10	
	堤幅 w			± 30	
	高さ H			± 10	
	ベースプレートの高さ			± 10	
	本体の傾き			$\pm H/500$	
			次頁に続く		

測定基準	測定箇所	摘要
全数を測定		

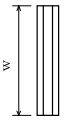
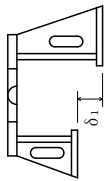

単位：mm

編	3	土木工事共通編				
章	2	一般施工				
節	12	工場製作工 共通				
条	3					
枝番	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮 組立時))				
種						
測定項目						
規格値						

測定基準		測定箇所		摘要	
------	--	------	--	----	--

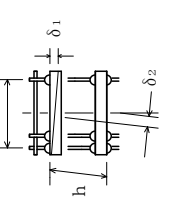
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	4		検査路製作工	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
						部 材	
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材長 w (m)	0～+30
						仮組立時 組合せる伸縮装置 との高さの差 δ_1 (mm)	設 計 値 ± 4
						ファイナガの食い 違い δ_2 (mm)	± 2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
製品全数を測定。		
両端部及び中央部付近を測定。	  (実測値) δ_2	

単位：mm

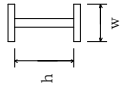
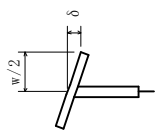

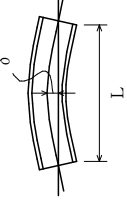
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部 材	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
						部 材	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
						部 材	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカープレート製作工	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$
						鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$
						高 さ h (mm)	± 5



測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
軸心上全数測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	1	9		プレベーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2...w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) ...2.0 < w
						部 材	w/200
3	2	1	10		鋼製排水管製作工	フランジの直角度 δ (mm)	±3... δ ≤ 10 ±4... δ > 10
						部 材	
3	2	1	10		鋼製排水管製作工	部材長 ℓ (m)	±3... ℓ ≤ 10 ±4... ℓ > 10
						部 材	
3	2	1	10		鋼製排水管製作工	主桁のそり	-5 ~ +5 ...L ≤ 20 -5 ~ +10 ...20 < L ≤ 40
						部 材	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。		
各主桁について10~12m間隔を測定。		
図面の寸法表示箇所を測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	2	12	11		工場塗装工		塗膜厚	<p>膜の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい限りではない。</p>

測定基準	測定箇所	摘要
<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500 m²とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回を行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200 m²に満たない場合は 10 m²ごとに 1 点とする。</p>		

編	章	節	架	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	13			架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバークレーン架設)	全長・支間長 L (m) 通 り δ (mm) そ り δ (mm) ※主桁、主構の 中心間距離 B(m) ※主桁の橋端に おける出入差 δ (mm) ※主桁、主構の 鉛直度 δ (mm) ※現場継手部 のすき間 δ ₁ 、δ ₂ (mm)	±(20+L/5) ±(10+2L/5) ±(25+L/2) ±4…… B≤2 ±(3+B/2)…… B>2 ±10 3+h/1,000 ±5

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各けた毎に全数測定。 L：主桁・主構の支間長 (m)	<p>単桁間の場合 多桁間の場合</p>	
L：主桁・主構の支間長 (m)	<p>ま げ た</p>	
主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長 (m)	<p>δ</p>	
各支点及び各支間中央付近を測定。	<p>B</p>	
どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。	<p>δ</p> <p>ま げ た</p>	
各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ (mm)	<p>δ</p> <p>h</p>	
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ 、δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、隙間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)	<p>δ₁</p> <p>δ₂</p>	
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「まげた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	2	13	橋梁架設工		架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)		全長・支間	—
							桁の中心間距離	—
3	2	14	法面工 共通	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)		そ	—
							切土法長 ϕ	—200
3	2	14	法面工 共通	2	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)		$\phi < 5\text{ m}$	法長の—4%
							$\phi \geq 5\text{ m}$	—100
3	2	14	法面工 共通	3	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)		$\phi < 5\text{ m}$	法長の—2%
							$\phi \geq 5\text{ m}$	—200

環-7・8ページを使用

測定基準	測定箇所	摘要
各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNS Sを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNS Sを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 I施工箇所毎。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNS Sを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

3	土木工事共通編																				
2	一般施工																				
14	法面工 共通																				
2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)																				

環-7・8ページを使用

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値					
3	2	14	3		吹付工 (仮設を含む) (コンクリート) (モルタル)		<table border="1"> <tr> <td>測定項目</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>$\ell < 3\text{ m}$</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td>$\ell \geq 3\text{ m}$</td> <td>-100</td> </tr> </table>	測定項目	規格値	$\ell < 3\text{ m}$	-50	$\ell \geq 3\text{ m}$	-100
測定項目	規格値												
$\ell < 3\text{ m}$	-50												
$\ell \geq 3\text{ m}$	-100												
						法長 ℓ							
						厚さ t	<table border="1"> <tr> <td>$t < 5\text{ cm}$</td> <td>-10</td> </tr> <tr> <td>$t \geq 5\text{ cm}$</td> <td>-20</td> </tr> </table>	$t < 5\text{ cm}$	-10	$t \geq 5\text{ cm}$	-20		
$t < 5\text{ cm}$	-10												
$t \geq 5\text{ cm}$	-20												
						延 長 L	-200						

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほか「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリー)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーガイダーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーガイダーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。</p> <p>※厚さは検測孔4隅の平均値</p>		
<p>1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほか「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリー)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーガイダーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーガイダーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

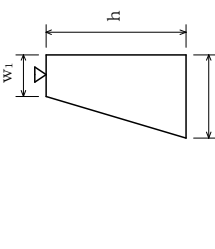
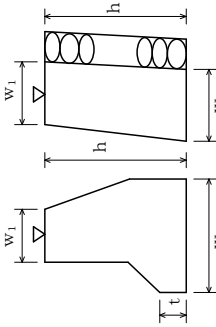
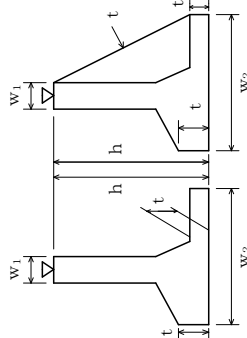
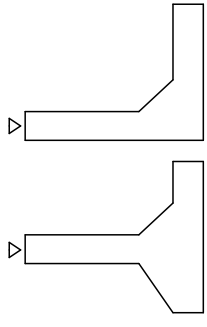
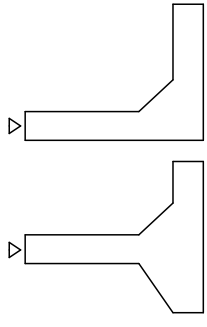
環-7・8ページを使用

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	2	14	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	環-5・6ページを使用	法長 \varnothing	-100
							幅	-30
3	2	14	4	2	法粋工 (フレキヤスト法粋工)	環-5・6ページを使用	法長 \varnothing	-200
							高さ	-30
3	2	14	4	6	アンカー工	環-5・6ページを使用	枠中心間隔 a	±100
							延長 L	-200
3	2	14	4	6	アンカー工	環-5・6ページを使用	削孔深さ \varnothing	設計値以上
							配置誤差 d	100
3	2	14	4	6	アンカー工	環-5・6ページを使用	せん孔方向 θ	±2.5度

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 枠延長 100m につき 1 箇所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		曲線部は設計図書による
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	15	1		場所打擁壁工	(一般事項)	基準高 ∇	± 50	<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
							厚さ t	-20			
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工		裏込厚さ	-50	<p>1 施工箇所毎</p>		
							幅 w_1, w_2	-30			
3	2	15	2				高さ h	-50	<p>1 施工箇所毎</p>		
							高さ h	-100			
3	2	15	2				延長 L	-200	<p>1 施工箇所毎</p>		
							基準高 ∇	± 50			
3	2	15	2				延長 L	-200	<p>1 施工箇所毎</p>		
							基準高 ∇	± 50			

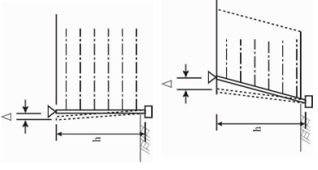
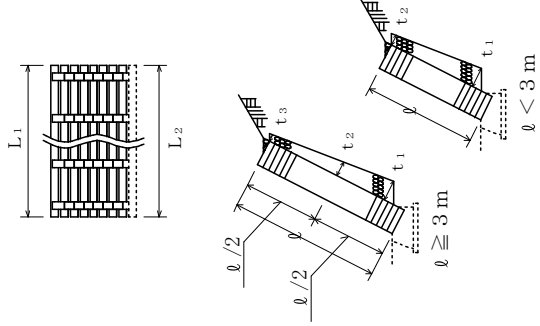
環-1・2ページを使用

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテラススタイルを 用いた補強土工法)	標準高 ▽ 高さ h 鉛直度 △ 控え長さ 延長 L	±50	
							-50	
							-100	
							±0.03hかつ ±300以内	
							設計値以上	
							-200	
3	2	15	4		井桁ブロック工	標準高 ▽ 法長 ϕ 厚さ t_1, t_2, t_3 延長 L_1, L_2	±50	
							-50	
							-100	
							-50	
							-200	

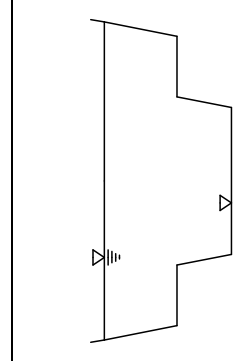
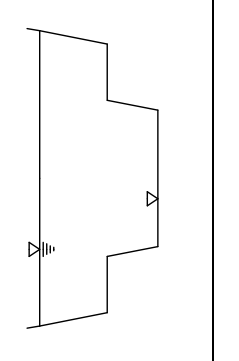
環-1・2ページを使用

環-3・4ページを使用

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

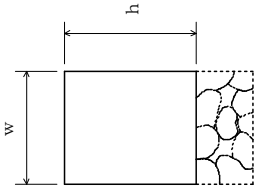
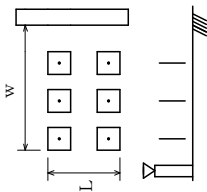
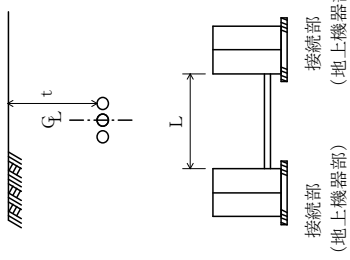
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	標準高▽	電気船	-800～+200
							船	-1,000～+200
							ダイーゼル船	-1,200～+200
							250ps	-800～+200
							420ps	-1,000～+200
							600ps	-1,000～+200
							1350ps	-1,200～+200
							幅	-200
							延長	-200
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	標準高▽	標準高▽	+200以下
							幅	-200
							延長	-200
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	標準高▽	標準高▽	±20
							幅	0～+30
							厚さ t	-10～+20
							鉄筋のかぶり	設計値以上
							鉄筋の有効高さ	±10
							鉄筋間隔	±20
							上記鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10

測定基準	測定箇所	摘要
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
基準高は、1 径間当たり 2 箇所 (支点付近) で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 箇所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m に 1 箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもつて代える。)		
1 径間当たり 3 断面 (両端及び中央) 測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 箇所とする。		
1 径間当たり 3 箇所 (両端及び中央) 測定。		
1 箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
6	1	7	4		護岸付属物工		幅	-30
							高さ	-30
6	1	10	8		杭出し水制工		基準高	±50
							幅	±300
							方向	±7
							延長	-200
6	1	13	3		配管工		埋設深	0~+50
							延長	-200

測定基準	測定箇所	摘要
1組毎	 	
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センサーで測定】		

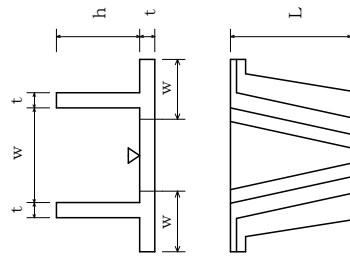
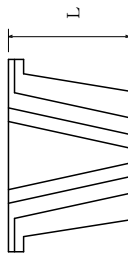
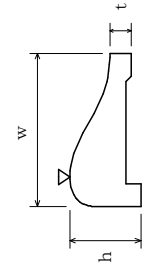
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
6	1	築堤・護岸	4		ハンドホール工		基準高 ∇	± 30
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
							※幅 w_1, w_2	-30
							※高さ h_1, h_2	-30
6	3	樋門・樋管	6	1	函渠工 (本体工)		基準高 ∇	± 30
							厚さ $t_1 \sim t_8$	-20
							幅 w_1, w_2	-30
							内空幅 w_3	-30
							内空高 h_1	± 30
							延長 L	-200
6	3	樋門・樋管	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鑄鉄管)		基準高 ∇	± 30
							延長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び函面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、函面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	 	
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		

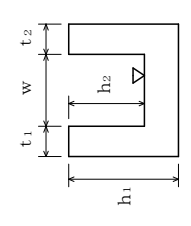
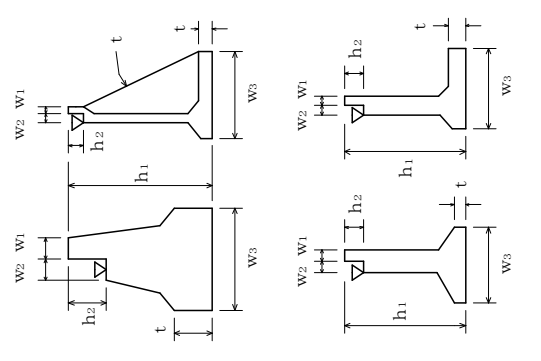
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	河川編	3	樋門・樋管	5	樋門・樋管 本体工	基準高▽	±30
						厚さ t	-20
						幅 w	-30
						高さ h	±30
						延長 L	-50
6	河川編	4	水門	6	水門 本体工	基準高▽	±30
						厚さ t	-20
						幅 w	-30
						高さ h	±30
						延長 L	-50
6	河川編	5	堰	6	可動堰 本体工	基準高▽	±30
						厚さ t	-20
						幅 w	-30
						高さ h	±30
						延長 L	-50
6	河川編	5	堰	7	固定堰 本体工	基準高▽	±30
						厚さ t	-20
						幅 w	-30
						高さ h	±30
						堰長 L	-50
						堰長 L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工		基準高 ∇	± 30
							厚さ t_1, t_2	-20
							幅 w	-30
							高さ h_1, h_2	-30
							延長 L	-200
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工		基準高 ∇	± 20
							厚さ t	-20
							天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10
							天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10
							敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50
							高さ h_1	-50
							胸壁の高さ h_2	-30
							天端長 l_1	-50
							敷長 l_2	-50
							胸壁間距離 l	± 30
							支点長及び中心線の変化	± 50

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	
6	6	河川編	6	4	排水機場	機場本體工	基準高	▽	±30
							厚さ	t	-20
							幅	w	-30
							高さ	h ₁ , h ₂	±30
							延長	L	-50
6	6	河川編	7	4	排水機場	燃料貯油槽工	基準高	▽	±30
							厚さ	t	-20
							幅	w	-30
							高さ	h	±30
							延長	L	-50
6	6	河川編	7	5	沈砂池工	コンクリート床版工	基準高	▽	±30
							厚さ	t	-20
							幅	w	-30
							高さ	h	±30
							延長	L	-50

測定基準	測定箇所	摘要
図面の表示箇所で測定。		
図面の表示箇所で測定。		
図面の表示箇所で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基準高 ∇	± 30
						天端幅 w_1, w_3	-30
						堤幅 w_2	-30
						堤長 L_1, L_2	-100
						水通し幅 ϕ_1, ϕ_2	± 50
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30
						厚さ t	-30
						幅 w	-100
						延長 L	-100
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ∇	± 30
						天端幅 w_1	-30
						堤幅 w_2	-30
						長さ L	-100

測定基準	測定箇所	摘要
図面に表示してある箇所での測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所での測定。 厚さは目地及びその中間点での測定。		
1. 図面の寸法表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びポイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5		場所打コンクリート工	基準高 ∇	± 30	
						幅 w	-30	
						高さ h	-30	
						延長 L	-200	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	
						ブロック厚 t	-20	
						ブロック縦幅 w_1	-20	
						ブロック横幅 w_2	-20	
延長 L	-200							
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-100
							$\ell \geq 5\text{ m}$	$\ell \times (-2\%)$
						厚さ t	-50	
延長 L	-200							

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>ブロック個数 40 個につき 1 箇所の割合で測定。 基準高、延長は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5		コンクリート被覆工		基準高 ∇	±50	
							法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
								$\ell \geq 3\text{m}$	-100
							厚さ t	$t < 100$	-20
								$t \geq 100$	-30
裏込材厚 t'	-50								
延長 L	-200								
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	2		コンクリート被覆工		基準高 ∇	±50	
							幅 w	-50	
							厚さ t	-10	
							基礎厚 t'	-45	
							延長 L	-200	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	3		波返工		基準高 ∇	±50	
							幅 w_1, w_2	-30	
								高さ $h < 3\text{m}$	-50
							高さ $h \geq 3\text{m}$	h_1, h_2, h_3	-100
								延長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

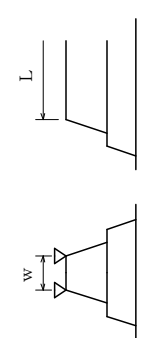
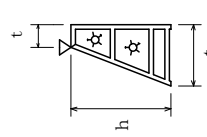
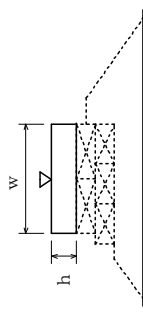
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値									
							測 定 項 目	規 格 値										
7	河川海岸編	突堤・人工岬	4		捨石工		本	均	し	±50								
							表	面	均	し	±100							
							基	準	高	異形ブロック据付面	の	高	さ	±500				
										荒均し				(乱積)	±300			
							▽	被	覆	均	し	の	高	±500				
														異形ブロック据付面	(乱積)	±300		
														法	長	ℓ	-100	
														天	端	幅	w ₁	-100
														天	端	延	L ₁	-200
							7	河川海岸編	突堤基礎工	5		吸出し防止工		幅	延	長	L	-300
延	長	L	-500															
														幅	延	長	L	-300
														延	長	L	-500	
7	河川海岸編	突堤本体工	2		捨石工		異形ブロック据付面	の	高	さ	±500							
							荒均し					(乱積)	±300					
							基	準	高	▽	被	覆	均	し	の	高	さ	±500
																		異形ブロック据付面
														法	長	ℓ	-100	
														天	端	幅	w ₁	-100
														天	端	延	L ₁	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>		
<p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>		
<p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5	海岸コンクリートブロック工	基礎高▽	±300
						標準高▽	±500
						(層積)ブロック規格26t未満 (層積)ブロック規格26t以上 (乱積)	±ブロックの高さの1/2
					天端幅 w	-ブロックの高さの1/2	
					天端延長 L	-ブロックの高さの1/2	
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9	石砕工	基準高▽	±50
						厚さ t	-50
						高さ h	-50
						高さ h	-100
						延長 L	-200
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10	場所打コンクリート工	基準高▽	±30
						幅 w	-30
						高さ h	-30
						延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。延長は、センターラインで行う。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

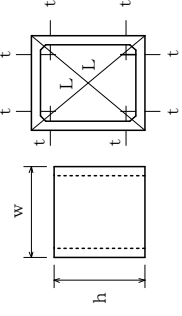
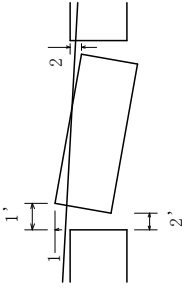
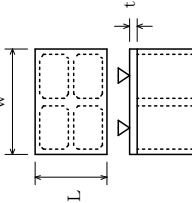
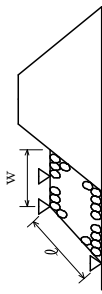
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値					
7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	コンクリート	砕石、砂	±100					
							バラ	±50					
							ラストの基準高▽						
7	2	5	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	壁厚 t_1	壁厚 t_1	±10					
							幅 w	+30, -10					
							高さ h_1	+30, -10					
							長さ L	+30, -10					
							底版厚さ t_2	+30, -10					
							フーチング高さ h_2	+30, -10					
							法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2,000 t 未満 ±100	据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2,000 t 未満 100 以下	ケーソン重量 2,000 t 以上 200 以下		
												陸上	±30
													水中
												厚さ t	±30
幅 w	±30												
長さ L	±30												

測定基準	測定箇所	摘要
各室中央部1箇所		
底版完成時、各壁1箇所		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
完成時、四隅		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
底版完成時、各室中央部1箇所		
底版完成時、四隅		
据付完了後、両端2箇所		
据付完了後、天端2箇所		
1室につき1箇所(中心)		

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	12	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10
					幅 w	+20, -10
					高 さ h	+20, -10
					長 さ L	+20, -10
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	12	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50
					隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	12	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高 ▽	陸 上 ±30
						水 中 ±50
					厚 さ t	±30
					幅 w	±30
		長 さ L	±30			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	12	捨石工	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
					異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高 さ	±300
					基 準 高 ▽	
					法 長 ℓ	-100
		天 端 幅 w	-100			
		天 端 延 長 L	-200			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数		
据付後ブロック1個に2箇所(各段毎)		
1室につき1箇所(中心)		
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

単位：mm

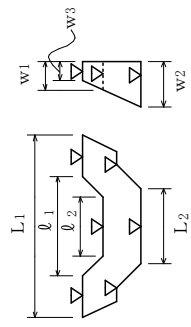
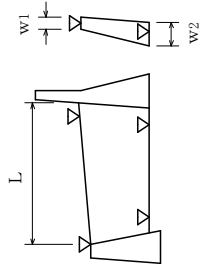
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値		
7	2	2	3		根固めブロック工	根固めブロック工	基準高	層	積	±300	
							▽	乱	積	±t / 2	
							厚	さ	t	-20	
							幅	w ₁	積	-20	
							w ₂	乱	積	-t / 2	
							延長	L ₁	積	-200	
							L ₂	乱	積	-t / 2	
7	2	7	3		消波ブロック工	消波ブロック工	基準高	層	積	±300	
							▽	乱	積	±t / 2	
							厚	さ	t	-20	
							幅	w ₁ , w ₂	積	-20	
							延長	L ₁ , L ₂	積	-200	
7	3	3			捨石工	捨石工	本	均	し	±50	
							基	準	高	▽	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ
							荒	均	し	±300	
							被	覆	均	±500	
							法	長	ℓ	-100	
							天	端	幅	w ₁	-100
							天	端	延長	L ₁	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p>		
<p>施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>		
<p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工		部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工		基準高 ∇	± 30
							天端部 堤幅 w_1, w_3 w_2	-30
							水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50
							堤長 L_1, L_2	-100
8	1	8	6		コンクリート側壁工		基準高 ∇	± 30
							幅 w_1, w_2	-30
							長さ L	-100

治山ダムは環 - 9・10
使用

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の表示箇所で測定。		
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
8	1	砂防堰堤	8		水叩工		基準高 ∇	± 30
							幅 w	-100
							厚さ t	-30
							延長 L	-100
8	1	砂防堰堤	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)		堰高 ∇	± 50
							長さ ℓ_1, ℓ_2	± 100
							幅 w_1, w_3	± 50
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$
							袖高 ∇	± 50
							幅 w_2	± 50
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所を測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。</p>		
<p>1. 図面の表示箇所を測定する。 2. ダブルウオール構造の場合は、堰高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		

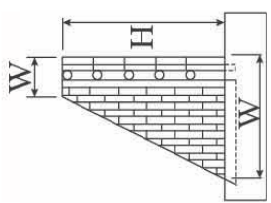
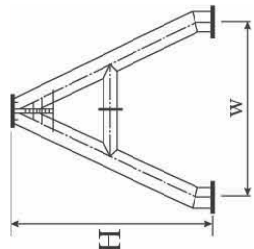
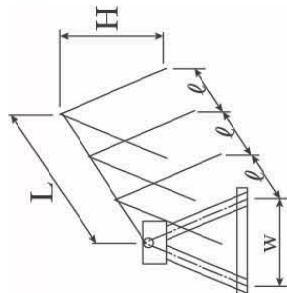
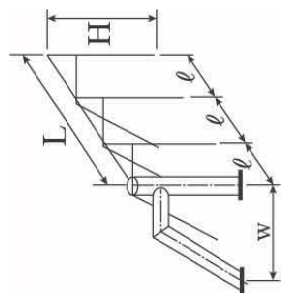
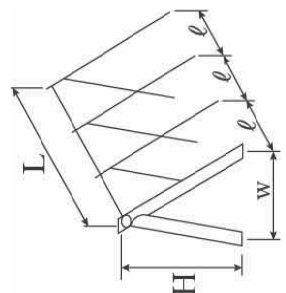
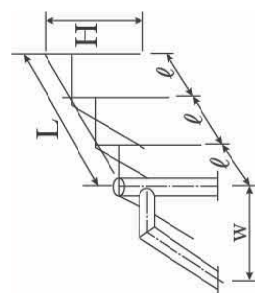
単位：mm

編	8	砂防編				
章	1	砂防堰堤				
節	9	鋼製堰堤工				
条	5	鋼製堰堤本工 (透過型)				
枝番	2		堤長 L	規格値	±50	
			堤長 ℓ		±10	
			堤幅 W		±30	
			堤幅 w		±10	
			高さ H		±10	
		高さ h		±10		
						次頁に続く

測定基準	図面の寸法表示箇所で測定
測定箇所	
摘要	

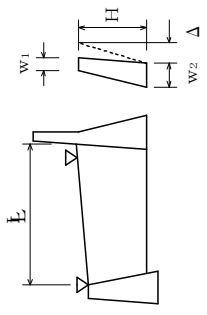
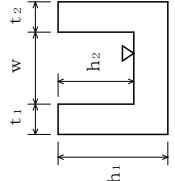
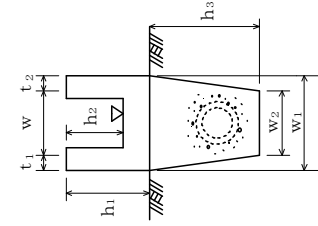
単位：mm

編	8	砂防編				
章	1	砂防堰堤				
節	9	鋼製堰堤工				
条	5					
枝番	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)				
種						
測定項目						
規格値						

測定基準	  	測定箇所	  	摘要	
------	--	------	--	----	--

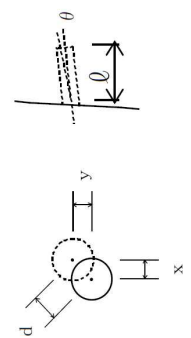
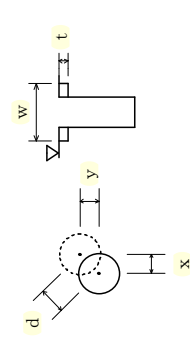
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
8	1	砂防堰堤	6		鋼製側壁工		堤高 ∇	± 50
							長さ L	± 100
							幅 w_1, w_2	± 50
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$	
						高さ h	$h < 3\text{ m}$ $h \geq 3\text{ m}$	-50 -100
8	2	床固め工	8		魚道工		基準高 ∇	± 30
							幅 w	-30
							高さ h_1, h_2	-30
							厚さ t_1, t_2	-20
							延長 L	-200
8	3	山腹水路工	4		山腹明暗渠工		基準高 ∇	± 30
							厚さ t_1, t_2	-20
							幅 w	-30
							幅 w_1, w_2	-50
							高さ h_1, h_2	-30
							深さ h_3	-30
							延長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1. 図面に表示してある箇所での測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、軸高は+の規格値は適用しない。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ l	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
8	3	7	5		集水井工	基準高 ∇	± 50
						偏心量 d	150
						長さ L	-100
						巻立て幅 w	-50
						巻立て厚さ t	-30
8	3	9	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50
						偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内

測定基準	測定箇所	摘要
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
9	ダム	編	4		コンクリートダム工 (本体)		天端高▽	±20
							天端幅	±20
							ジョイント間隔	±30
							リフト高	±50
							堤幅	-30, +50
堤長	-100							
9	ダム	編	4		コンクリートダム工 (水叩)		天端高▽	±20
							ジョイント間隔	±30
							幅	±40
							長さ	-100, +60

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。</p> <p>①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 ⑤越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ⑥監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。</p>	<p>J: ジョイント</p>	
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。</p> <p>①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。</p>		

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
9	ダム編	4	ダム		コンクリートダム工 (副ダム)		天端高	±20
							ジョイント間隔	±30
							リフト高	±50
							堤幅	-30, +50
							堤長	±40

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。</p>	<p>図1: 天端高、リフト高、堤幅の測定箇所を示す断面図。 図2: ジョイント間隔の測定箇所を示す断面図。 図3: 堤幅、堤長の測定箇所を示す断面図。測点は堤幅の両側と堤長の両端にそれぞれ3箇所ずつ設定されている。</p> <p>J：ジョイント</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	
9	ダム編	4	ダム	コンクリート工	コンクリートダム工 (導流壁)		天端高	▽	±30
							ジョイント間隔		±20
							リフト高		±50
							長さ		±100
							厚さ		±20

測定基準	測定箇所	摘要
<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとす。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。</p>		

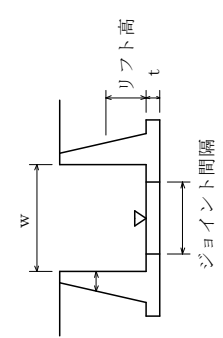
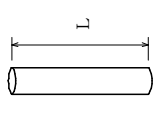
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	5		コアの盛立		基準高▽	設計値以上
							外側境界線	-0, +500
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立		基準高▽	-0
							外側境界線	-0, +1,000
							盛立幅	-0, +1,000
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	7		ロックの盛立		基準高▽	-100
							外側境界線	-0, +2,000

測定基準	測定箇所	摘要
各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
各測点について5層毎に測定。		
各測点について盛立5m毎に測定。		

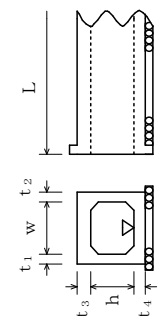
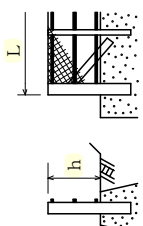
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
9 ダム 編	2 フィルダム				フィルダム (止水吐)		基準高▽	±20
							ジョイント間隔	±30
							厚さ t	±20
							幅 w	±40
							リフト高さ	±20
							長さ L	±100
9 ダム 編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工		深 度 L	設計値以上
							配 置 誤 差	100

測定基準	測定箇所	摘要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所。		
ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値
							部材	部材長 l (m)	
10	1	10	2		遮音壁支柱製作工			$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	
10	1	9	6		場所打函渠工		基準高 ∇	± 30	
							厚さ $t_1 \sim t_4$	-20	
							幅 (内法) w	-30	
							高さ h	± 30	
							延長 L	-50	
								-100	
10	1	11	4		落石防止網工		幅 w	-200	
							延長 L	-200	
10	1	11	5		落石防護柵工		高さ h	± 30	
							延長 L	-200	

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
10	1	道路改良	6		防雪柵工		高さ h	±30
							延長 L	-200
							基礎 幅 w ₁ , w ₂ 高さ h	-30 -30
10	1	道路改良	7		雪崩予防柵工		高さ h	±30
							延長 L	-200
							基礎 幅 w ₁ , w ₂ 高さ h	-30 -30
10	1	道路改良	4		遮音壁基礎工		打込み ℓ	-10%
							埋込み ℓ	-5%
							幅 w	-30
10	1	道路改良	5		遮音壁本体工		高さ h	-30
							延長 L	-200
							支柱 間隔 w ₁ , w ₂ ずれ a ねじれ b-c 倒れ d	±15 10 5 h×0.5%
10	1	道路改良					高さ h	+30, -20
							延長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎 全数		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
施工延長 5 スパンにつき 1 箇所 1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
10	道	2	舗装	舗装	歩道舗装工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—
						厚	—30	-10
10	道	2	舗装	舗装	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚	-9	-3
						幅	-25	—

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は片側延長40m毎に1箇所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、片側延長80m毎に1箇所の割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コーアを採取して測定。</p>	<p>コーア採取について橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20
						各 部 の 厚 さ	± 20
						各 部 の 長 さ	± 30
						各 部 の 長 さ	± 20
						厚 さ	—
						中 心 の ず れ	± 20
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	ア ン カ ー 長	± 20
						幅 w_1, w_2	-30
						高 さ h	-30
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設 置 高 さ H	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 なお、従来管理のほかに「TS 等光波 方式を用いた出来形管理要領 (舗装工 事編) (案)」の規定による測点の管 理方法を用いることができる。 1 箇所 / 1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS 等光波 方式を用いた出来形管理要領 (舗装工 事編) (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。 1 箇所 / 1 踏掛版 1 箇所 / 1 踏掛版 1 箇所 / 1 踏掛版 全数 全数 全数 基礎一基毎 1 箇所 / 1 基		

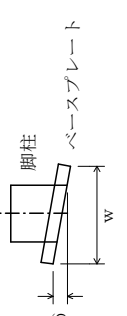
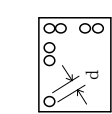
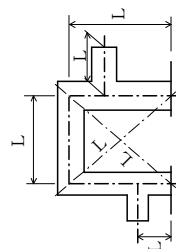
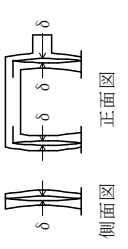
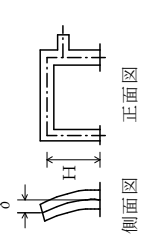
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
10 道路編	2 舗装	12 道路附属施設工	5	1	ケーブル配管工	ケーブル配管工 (ハンドホール)	埋設深 t	0～+50
							延長 L	-200
10 道路編	2 舗装	12 道路附属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	±30
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
							※幅 w_1, w_2	-30
							※高さ h_1, h_2	-30
10 道路編	2 舗装	12 道路附属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30
							高さ h	-30

測定基準	測定箇所	摘要
接続部間毎に1箇所 接続部間毎で全数		
1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
1箇所/1施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)	w/500	
						部 材		
						ベースプレート	孔の位置	± 2
							孔の径 d	0 ~ 5
						仮 組	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10) \dots$ $20m < L$
						立 時	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L / 1,000
						柱の鉛直度 δ (mm)	10...H \leq 10 H...H>10	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各脚柱、ベースプレートを測定。		
全数を測定。		
全数を測定。		
両端部及びび片持ばり部を測定。		
各主構の各格点を測定。		
各柱及びび片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50
						高 さ h_1	-50
						胸壁の高さ h_2	-30
						天 端 長 l_1	-50
						敷 長 l_2	-50
						胸壁間距離 \varnothing	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	
						平 面 位 置	± 20
						ア ン カ ー ボ ル ト の 鉛 直 度	1/50 以下

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	±20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50
						高 さ h	-50
						天 端 長 ℓ_1	-50
						敷 長 ℓ_2	-50
						橋脚中心間距離 ℓ	±30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50
						支 承 部 アンカー ボルト の 箱 抜 き 規 格 値	+10~-20
					平 面 位 置	±20	
					アカーボルト孔の 鉛直度	1/50 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	2	橋脚躯体工 (フレーム式)	基 準 高 ∇	± 20
					厚 さ t	-20
					天 端 幅 w_1	-20
					敷 幅 w_2	-20
					高 さ h	-50
					長 さ ℓ	-20
					橋脚中心間距離 ℓ	± 30
					支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
					支 承 部 箱 抜 き 規 格 値	計画高 $+10 \sim -20$
						平面位置 ± 20
	アンカール孔の 鉛直度 1/50 以下					
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	1	橋脚ブーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20
					幅 (橋軸方向) w	-50
					高 さ h	-50
					長 さ ℓ	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	-50
						高さ h	-50
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20
						橋脚中心間距離 ϕ	± 30
						支間長及び 中心線の変位	± 50
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ∇	± 20
						橋脚中心間距離 ϕ	± 30
						支間長及び 中心線の変位	± 50
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		

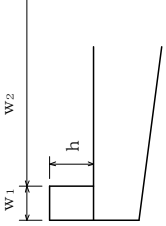
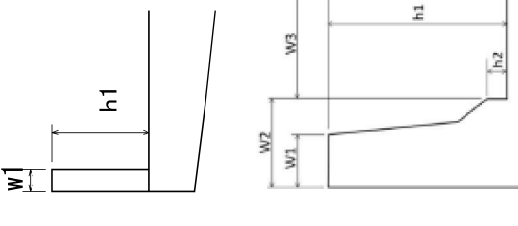
単位：mm

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値
10	4	3	9	橋梁用高欄製作工	部材長さ ϕ (m)	$\pm 3 \dots \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \phi > 10$
10	4	5	10	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向)	± 5 設計移動量 +10 以上 コンクリート橋 鋼橋 ± 5 $4 + 0.5 \times$ (B-2)
					下 支の 承の 水 平 度	1 / 100
					橋軸方向	
					橋軸直角方向	
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5
					可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の 1 / 2 以上
10	4	5	10	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向)	± 5 設計移動量 +10 以上 コンクリート橋 鋼橋 ± 5 $4 + 0.5 \times$ (B-2)
					支 承の 水 平 度	1 / 300
					橋軸方向	
					橋軸直角方向	
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5
					可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の 1 / 2 以上

測定基準	測定箇所	摘要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		
支承の平面寸法が 300mm 以下の場合、水平面の高低差を 1 mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格外値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		
上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合、水平面の高低差を 1 mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格外値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	パッド型ゴム支承及びび帯状ゴム支承については、「可動支承の移動可能量」及び「可動支承の移動量」の測定は不要とする。	

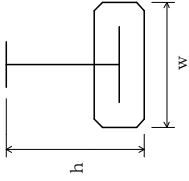
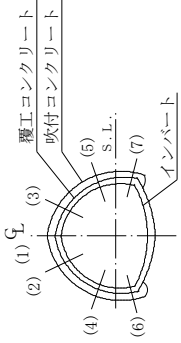
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルトの削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	-20以内かつ -1D以内
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20
						地覆の高さ h	-10～+20
						有効幅員 w_2	0～+30
10 道路編	4 鋼橋上部	8 鋼橋付属物工	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高柵工	天 端 幅 w_1	-5～+10
						地 覆 の 幅 w_2	-10～+20
						高 さ h_1	-20～+30
						高 さ h_2	-10～+20
						有 効 幅 員 w_3	0～+30
10 道路編	4 鋼橋上部	8 鋼橋付属物工	8		検査路工	幅	±3
						高	±4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数測定		
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
1ブロックを抽出して測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅	± 5	
						高さ	+10 -5	
						桁長 スパン長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内	
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚 以上。ただし、 良好な岩盤で、 施工端部、 突出部等の 特殊な箇所 は設計吹付け 厚の 1 / 3 以 上を確保する ものとする。	
						位置間隔	—	
						角	—	
						削孔深さ	—	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	4		ロックボルト工	孔	径	—
						突出量	プレート下面 から10cm以内	

測定基準	測定箇所	摘要
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シングルの後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3箇所とする。 ℓ : スパン長		
施工延長 40m 毎に図に示す。 (1)~(7) 及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技 術基準 (構造編) にいう地盤等級 A 又 は B に該当する地盤とする。		
施工延長 40m 毎に断面全数検測。		

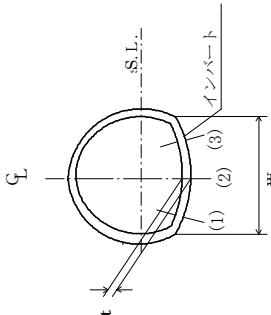
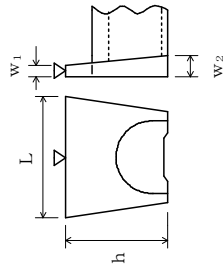
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工		基準高 (拱頂)	±50
							幅 w (全幅)	-50
							高さ h (内法)	-50
							厚 さ t	設計値以上
							延 長 L	—
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工		幅 w	-50
							厚 さ t	-30

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 箇所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(4) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p> <p>(ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の</p> <p>(1) は 40m に 1 箇所、(2)～(3) は 100m に 1 箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 <p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4			インバート本体工	幅 w (全幅)	-50
							厚 さ t	設計値以上
							延 長 L	—
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4			坑門本体工	基 準 高 ∇	± 50
							幅 w_1, w_2	-30
								高 さ h
	延 長 L	-100						
							延 長 L	-200

測定基準	測定箇所	摘要
<p>(1) 幅は、施工 40m につき 1 箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p>		
<p>図面の主要寸法表示箇所で測定。</p>		

編	10	道路編				
章	6	トンネル (N A T M)				
節	8	坑門工				
条	5					
枝番		明り巻工				
種						
測定項目	基準高 (拱頂)	規格値	±50			
	幅 w (全幅)		-50			
	高さ h (内法)		-50			
	厚 さ t		-20			
	延 長 L		—			

単位：mm

測定基準	<p>基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。</p>		測定箇所	摘要
------	---	--	------	----

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工		基準高 ∇	±30
							厚さ t	-20
							内空幅 w	-30
							内空高 h	±30
							ブロック長 L	-50
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工		厚さ t	-20
							幅 w	-20
							長さ L	-20
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)		幅 w	設計値以上
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)		厚さ t	設計値以上

測定基準	測定箇所	摘要
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端・施工継手箇所の底板・側壁・頂版にて測定。		
両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		

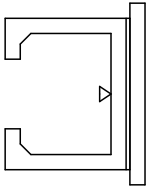
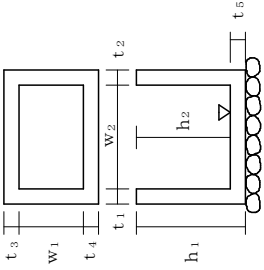
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20
						幅 w	±50
						厚 さ t	-20
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 ブ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工(管路部)	埋 設 深 t	0～+50
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>図面の寸法表示箇所にて測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。ただし、基準高の適用 は据付後の段階検査時のみ適用する。</p> <p>延長：1 施工箇所毎</p>		
<p>接続部 (地上機器部) 間毎に 1 箇所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーで測定】</p>		

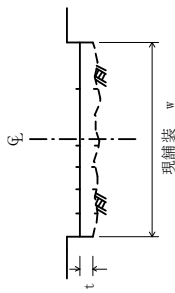
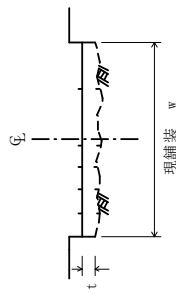
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値
10	12	12	3		プレキャストボックス工 (特殊部)		基準高▽	±30
10	12	12	2		ハンドホール工		基準高▽ ※厚さ $t_1 \sim t_5$ ※幅 w_1, w_2 ※高さ h_1, h_2	±30 -20 -30 -30

測定基準	測定箇所	摘要
接続部（地上機器部） 毎毎に1箇所。		
1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X _m)
10	14	道路維持	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
						平坦性	—	3m ² プロファイルゲージ (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下
10	14	道路維持	7		路上再生工	厚さ t	-30	
						幅 w	-50	
						延長 L	-100	

測定基準	測定箇所	摘要
厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/1施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
幅は延長80m毎に1箇所を割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2.0…… w ≤ 0.5 ±3.0…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4.0…… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w / 2) …2.0 < w
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1,000

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
測 定 鋼桁等	トラス・アーチ等		
主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた トラス弦材	
床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)		

品質管理基準

平成22年7月
(令和2年4月改定)

宮崎県県土整備部

品質管理

1 目的

土木工事の施工にあたっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要領等に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

2 品質管理基準及び規格値

目 次

1 セメントコンクリート

(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く)	1
2 ガス圧接	4
3 既製杭工	4
4 下層路盤	5
5 上層路盤	6
6 アスファルト安定処理路盤	7
7 セメント安定処理路盤	7
8 アスファルト舗装	7
9 転圧コンクリート	10
10 グースアスファルト舗装	12
11 路床安定処理工	14
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	15
13 固結工	16
14 アンカー工	16
15 補強土壁工	16
16 吹付工	17
17 現場吹付法砕工	19
18 河川土工	21
19 海岸土工	22
20 砂防土工	22
21 道路土工	23
22 捨石工	24
23 コンクリートダム	25
24 覆工コンクリート (N A T M)	27
25 吹付コンクリート (N A T M)	30
26 ロックボルト (N A T M)	31
27 路上再生路盤工	32
28 路上表層再生工	32
29 排水性舗装工・透水性舗装工	33
30 プラント再生舗装工	35
31 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	36
32 ガス切断工	36
33 溶接工	37
34 中層混合処理工	39

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上、及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合: JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	

コンクリート配合計画書ではなく、骨材(砂利・砂)のアルカリ反応試験結果表(生コン会社が必ず実施している。)

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
製造 (ア)コンクリート	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディーミストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種あたりの総使用量50m3ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋、セパレータを有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
	その他	単位水量測定	「レディーミストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上または、重要構造物の場合は重要度に応じて100~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時とし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	○

※ ブロック積工は、小規模工種には該当しない。
ブロック積工で隅込コンクリート・天端コンクリート・基礎コンクリート・小口止コンクリートの総使用量が
50m3未満の場合でも1工種1回以上の試験が必要である。

森林土木技術研修資料P121参照

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
※ケーブルクレーン・コンクリートポンプ車打設注意	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。			
			8.1.5 環境森林部所管工事品質管理の留意点 「品質管理」に規定するコンクリートの圧縮強度試験に供するテストピースの採取は、 <u>コンクリート運搬がケーブルクレーン又はコンクリートポンプ車による特殊な圧送の現場において、打設当初及び季節の変化時に「荷卸し場」と「打設場所」でのスランプ及び空気量を比較し、その差が許容範囲内（スランプ1.5cm、空気量1.0%）にない場合を除いて、「打設場所」から「荷卸し場所」とすることができる。</u> ① なお、コンクリートポンプ車による特殊な圧送とは、 <u>高所圧送（80m程度以上の鉛直圧送）、長距離圧送（240m程度以上の水平圧送）、下向き圧送（圧送を停止した場合に配管内のコンクリートが自然落下して配管内に空隙を生じるもの）、②身中期及び身中期の圧送をいう。（コンクリートポンプ工法施工指針による。）</u>						
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。 ※早強セメントを使用する場合は、呼び強度を保証する材齢を指定することから、それにあわせて圧縮強度試験をする材齢について、監督員と協議する。（σ7をσ3に、σ28をσ7にする等）	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
その他	必須	コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。				
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0. 2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、ひび割れ部分のマーキング及びひび割れ幅についての展開図を作成するとともに、展開図に対応する写真についても撮影し、監督員へ報告すること。			

品質管理基準

工 程	種 別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
				配筋状態及びひかぶり		同左	同左	同左	
				強度測定		同左	同左	同左	
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があればならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径ごとに自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		
			施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いづれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷試験を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥圧接部を切り取って再圧接する。
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。		
3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。 4	設計図書による。		○	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下:許容値3mm以下 外径1016mmを超え2,000mm以下:許容値4mm以下		・外径700mm未満:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1016mmを超え2,000mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所ごとに1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は $30\text{cm} / 1$ 方向とする。 (20箇所ごとに1箇所とは、溶接を20箇所施工したことにその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		
	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所ごとに1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は $30\text{cm} / 1$ 方向とする。 (20箇所ごとに1箇所とは、溶接を20箇所施工したことにその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。		
		鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			
		鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液セメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5 \times 10\text{cm}$ の円柱供試体によって求めるものとする。	参考値: $20\text{N} / \text{mm}^2$		
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方.....20cm 東北地方.....30cm その他の地方.....40cm	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・鉄鋼スラグには適用しない。	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時		
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシュランに適用する。		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	【車道部】 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上 【歩道部】 最大乾燥密度の85%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。		
		5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。
鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5				修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
骨材のふるい分け試験	JIS A 1102				JIS A 5001 表2参照	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				塑性指数PI:4以下	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○
鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10				呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16				1.5%以下	施工前、材料変更時		○
鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12				1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106			1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	
その他	粗骨材のすりへり試験			JIS A 1121	50%以下	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			JIS A 1122	20%以下	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事: 1回~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±6%以内	中規模以上の工事: 1回~2回/日			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		上層路盤仕上げ後、全幅、全区間について実施する。			
			その他 平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。			セメントコンクリートの路盤に適用する。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる						
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	施工前、材料変更時	安定処理材に適用する。		
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上	施工前、材料変更時		○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI: 9以下 上層路盤 塑性指数PI: 9以下	施工前、材料変更時			
	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	1回~2回/日			
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい: ±6%以内	異常が認められたとき。			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			
	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213.[4]-218	±1.2%以内	異常が認められたとき(1~2回/日)				
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	

管理項目で抜けが多いので気をつけること。

品質管理基準

工 程	種 別	試験 区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績 表等による 確認
			粗骨材の形状 試験 舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーの粒度 試験 JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーの水分 試験 JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	その他		フィラーの塑性 指数試験 JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーのフロー 試験 舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーの水浸 膨張試験 舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	3%以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーの剥離 抵抗性試験 舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			製鋼スラグの水浸 膨張性試験 舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			製鋼スラグの密度 及び吸水率試験 JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm3以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

品質管理基準

工 程	種 別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			粗骨材のすりへり試験 JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			針入度試験 JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			軟化点試験 JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			伸度試験 JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			トルエン可溶分試験 JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			引火点試験 JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			薄膜加熱試験 JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			蒸発後の針入度比試験 JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			密度試験 JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミアスファルト：表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
舗装現場			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
	プラント	必須		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数		○
				粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数		○
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数		○
				温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物出荷温度計定期点検の証明書で適正な温度計であることが確認でき、出荷温度が記載された伝票等を提出した場合は、試験を省略できる。	○
		その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
				ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
	舗装現場	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	【車道】 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 【歩道】 基準密度の X10 92.5%以上 X6 93%以上 X3 93.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡あたり1個で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・締固め度は、監督員が承諾した基準密度に対する百分率で表した値とする。	
				温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
				外観検査(混合物)	目視		随時		
				その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200mごとに1回	
9 転圧コンクリート				材料	必須	コンシステンシーVC試験	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値:50秒	当初	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:96%	当初			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-31による。 目標値 締固め率:97%	当初			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。			
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○
				骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合:40%以下	○
				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		
				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
回収水の場合: JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○				
製造	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
	-		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。		
			温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3箇所)		
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定			
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			粗骨材の形状試験 舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008 便覧3-3-17による。	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008 1%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 30%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 損失量:12%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			針入度試験	JIS K 2207 15~30(1/10mm)	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			軟化点試験	JIS K 2207 58~68°C	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			伸度試験	JIS K 2207 10cm以上(25°C)	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207 86~91%	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
			引火点試験 JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○		
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
	プラント	必須		貫入試験 40℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合ごとに各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
				リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-320	3~20秒(目標値)	配合ごとに各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
				ホイールトラックキंग試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	300以上	配合ごとに各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
				曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10℃、50mm/min)8.0×10 ⁻³ 以上	配合ごとに各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
				粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数		○
				粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい:±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数		○
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量:±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数		○
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト:220℃以下 石 粉:常温~150℃	随時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物出荷温度計定期点検の証明書で適正な温度計であることが確認でき、出荷温度が記載された伝票等を提出した場合は、試験を省略できる。	○				
場舗設現	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)			
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			
			CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-155,[4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧[4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事あたり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
			または、 RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体、路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とし2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。			
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ハンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			
12 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事あたり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
			または、 RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体、路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事あたり3回以上。			
たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ハンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。						

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したるもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	ボーリング等により供試体採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してよい。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したるもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度ごとに3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してよい。	
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)／日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	繰り返り開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	午前・午後1度ずつ、各2回の平均値(フロー値)を確認することを基本とする。	
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要のの有無を判断する。		
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 篩装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事あたり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
		または、 「R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
16 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3(銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4(電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	*濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/ℓ以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合:	JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
製造	プレキャスト	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
		連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○		
施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種あたりの総使用量50m3ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋、セパレータを有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
		スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m3ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
※背景に現場の風景を入れて撮影すること。								

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
		その他	空気量測定 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
17 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	総乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			回収水の場合: JIS A 5308附属書 C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
施工	その他	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m3ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値:18N/mm2以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照。		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
		その他	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018.503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照			
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
				土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
				土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土(50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または埋体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
		または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土(50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	1 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
19 海岸土工	材料	必須	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
土の圧密試験			JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。			
土のせん断試験			地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			
土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。					
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 \leq 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 $>$ 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径 $<$ 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			
		その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
		土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			
20 砂防土工	材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 \leq 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 $>$ 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		

品質管理基準

工 程	種 別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。	
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事あたり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事あたり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 最低値	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> 路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> 路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 <p>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>または、設計図書による。</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。</p> <p>2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500m²未満: 5点 ・500m²以上1,000m²未満: 10点 ・1,000m²以上2,000m²未満: 15点 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 		
			または、「TS・GPSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。</p> <p>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</p> <p>3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mについて1箇所/割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回/割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回/割で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事あたり3回以上。路床の場合、500m ³ につき1回/割で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事あたり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地ごとに当初及び岩質の変化時。	<p>・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。</p> <p>・参考値:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬石 : 約2.7~2.5g/cm³ ・準硬石 : 約2.5~2g/cm³ ・軟石 : 約2g/cm³未満 	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地ごとに当初及び岩質の変化時。	<p>・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。</p> <p>・参考値:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上 	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地ごとに当初及び岩質の変化時。	<p>・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。</p> <p>・参考値:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬石 : 4903N/cm²以上 ・準硬石 : 980.66N/cm²以上4903N/cm²未満 ・軟石 : 980.66N/cm²未満 	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回/割で行う。但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験 JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 吸水率:2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験 JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験 JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析 JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			砂の有機不純物試験 JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験 JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験 JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材: ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			骨材中の粘土塊量の試験 JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験 JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験 JIS A 5308付属書C	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上スラッジ水の濃度は1回/日。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
		連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種あたりの総使用量50m³ごとに1回の試験を基本とする。</p> <p>・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、并筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
	その他	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行う。</p> <p>なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	<p>100m³/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m³~150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</p>	<p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
		必須	スランブ試験	JIS A 1101 スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 ・1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフトあたり1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフトあたり2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
		温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		24 覆工コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021				設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	

品質管理基準

工 程	種 別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			骨材の密度及び吸水率試験 JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験 JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験 JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験 JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験 JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験 JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験 JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析 JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水质試験 上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験 パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上		○

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。	
			その他	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018.503-2018)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合、ひび割れ部分のマーキング及びひび割れ幅についての展開図を作成するとともに、展開図に対応する写真についても撮影し、監督員へ報告すること。		
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
		その他	コアによる強度試験 JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験 JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
		骨材の単位容積質量試験 JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	
		骨材の密度及び吸水率試験 JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	
		骨材の微粒分量試験 JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	
		砂の有機不純物試験 JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験 JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験 JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
		粗骨材の粒形判定実績率試験 JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	
		セメントの物理試験 JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		ポルトランドセメントの化学分析 JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		練混ぜ水の水質試験 JIS A 5308付属書C	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量:2g/以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/以下 塩化物イオン量:20ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
製造 (プラント)	その他		回収水の場合: JIS A 5308附属書 C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			計量設備の計量精度	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
	施工	必須		塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018.503-2018)または設計図書の規定により行う。		
				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40mごとに1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本。)とする。		
				吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
		その他		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。	
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。	○		
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			
	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回					

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面あたり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	施工前、材料変更時		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照参照資表-3.28 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下	当初及び材料の変化時		
	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日		
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をばすれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空疎率による管理でもよい。	○	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2ごと			
		その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			フィラーのフロー試験 舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験 舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			粗骨材のすりへり試験 JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS):30%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122	損失量:12%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			針入度試験 JIS K 2207	40(1/10mm)以上	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			軟化点試験 JIS K 2207	80.0℃以上	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			伸度試験 JIS K 2207	50cm以上(15℃)	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			引火点試験 JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			薄膜加熱質量変化率 JIS K 2207	0.6%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			薄膜加熱針入度残留率 JIS K 2207	65%以上	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
舗設現場			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス: 20N・m	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○	
			密度試験	JIS K 2207		施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○	
	プラント	必須		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合: 全数		○
				粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合: 全数		○
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合: 全数		○
				温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
				ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
				ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
				カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	必須		温度測定(初転圧前)	温度計による。	140~160℃	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回) ポリマー改質アスファルトは製造メーカーが定める温度とする。		
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10 1,000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m2ごと。			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。 また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			
			外観検査(混合物)	目視		随時			
	30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500tごとに1回。		○
再生骨材旧アスファルト含有量				舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。		○	
再生骨材旧アスファルト針入度				マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μ mふるいにとどまるものと、水洗後の75 μ mふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化			○
			再生骨材旧アスファルト圧裂係数	舗装再生便覧	1.70MPa/mm以下	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。			○
	プラント	必須		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: $\pm 12\%$ 以内 再アス処理の場合、2.36mm: $\pm 15\%$ 以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・定期的又は随時。 印字記録の場合: 全数		○
				粒度(75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μ mふるい: $\pm 5\%$ 以内 再アス処理の場合、75 μ m: $\pm 6\%$ 以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・定期的又は随時。 印字記録の場合: 全数		○
				再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: $\pm 0.9\%$ 以内 再アス処理の場合、アスファルト量: $\pm 1.2\%$ 以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・定期的又は随時。 印字記録の場合: 全数		○
		その他		水浸ホイールトラックング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
				ホイールトラックング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○
				ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	同左	耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須		外観検査(混合物)	目視		随時		
				温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
				現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000 m^2 あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000 m^2 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・締固め度は監督員が承諾した基準密度に対する百分率で表した値とする。	
	31 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		
機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)				JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。		
外観検査(付属部材)				目視及び計測	JISによる	JISによる			
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μ m以下 (ただし、切削による場合は50 μ m以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材: ノッチがあってはならない 二次部材: 1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。				
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				

品質管理基準

工 程	種 別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
		その他	平面度 目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
			ベベル精度 計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
			真直度 計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
33 溶接工	施工	必須	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241 引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z 3121 1号 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
			型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ):開先溶接	JIS Z 3122 亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 3122 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
			衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242 溶接金属及び溶接熱影響部で母材の規格値以上(それぞれ3個の平均)。	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
			マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数:1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			非破壊試験:開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数:試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験一技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	
			マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数:1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241 降伏点は235N/mm2以上、引張強さは400~550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
			曲げ試験:スタッド溶接	JIS Z 3145 溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		

品質管理基準

工 程	種 別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たすうえでの内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査(ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査(アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚とも -1.0mm の誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査(余盛高さ)	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B < 15 : h ≤ 3 15 ≤ B < 25 : h ≤ 4 25 ≤ B : h ≤ (4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査(アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包圍していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み:あってはならない。 ・アンダーカット:鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)をこえてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
	その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛が包圍していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げて欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
34.中層混合処理工 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191						
			テールフロー試験	JIS R 5201						
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216						
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202					設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。
			土の粒度試験	JIS A 1204						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205						
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216						
	土の圧密試験		JIS A 1217							
	土懸濁液のpH試験		JGS 0211							
	土の強熱減量試験	JIG 0221	有機質土の場合は必要に応じて実施する。							
	施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による。均質性の目視確認。	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。			
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。			

写真管理基準

平成22年7月
(令和2年4月改定)
宮崎県県土整備部

写真管理基準

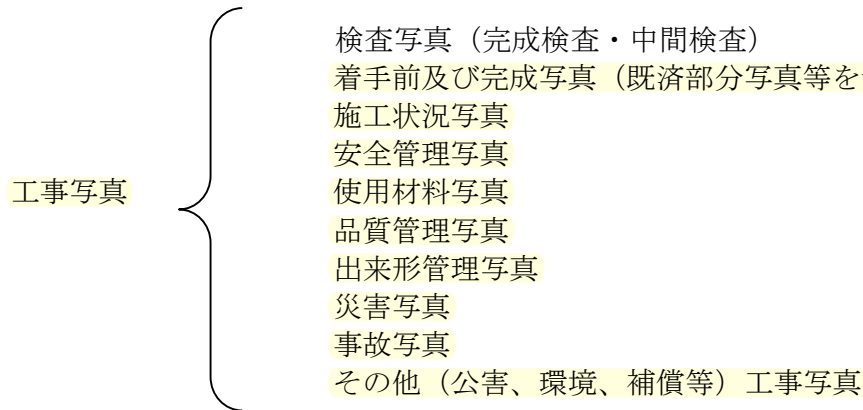
1. 総 則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラ等を使用した撮影～提出）に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入または、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
(完成後、その後の工事で不可視部となる場合は省略できない)

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

ただし、『工事のデジタル写真の黒板情報電子化について』に基づく黒板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)
- (3) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示によ

- り追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
 - (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
 - (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成し、工事写真帳に添付する。
 - (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影し、写真アルバム等に整理した工事写真帳を1部提出するものとし、工事写真帳の大きさは、4切版またはA4版とする。

電子媒体で提出する場合は、デジタル写真管理情報基準（平成22年9月 国土交通省）に基づき写真ファイルを整理及び電子媒体への格納を行うものとする。

4. その他

撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限箇所や枚数のことをいう。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	工事履行報告書に添付する。
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付する。
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	
品質管理		別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		不可視部分の施工	適宜	
出来形管理		別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		不可視部分の施工	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	
		テストハンマーによる強度推定調査		
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]	
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		超音波探傷検査		
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		ブルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		含水比試験		
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度 アスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定 水浸ホイルラッキング試験 ホイルラッキング試験 ラベリング試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定 温度測定 外観検査 すべり抵抗試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
9	転圧コンクリート (施工)	コンステシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		マーシャル突き固め試験		
		ランマー突き固め試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]	
		現場密度の測定 コアによる密度測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
10	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		リュール流動性試験240℃		
		ホイルラッキング試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理は省略する	
		プルーフローリング	路床毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
	たわみ量	プルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		プルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		たわみ量	プルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「T S・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
16	吹付工（施工）	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを除く	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを除く	
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
18 19	河川・海岸土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「T S・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
		土の含水比試験			含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]
		コーン指数の測定			トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「T S・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
21	道路土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「T S・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。		
		プルーフリング			工種毎に1回 [試験実施中]
		平板載荷試験			土質毎に1回 [試験実施中]
		現場CBR試験	[試験実施中]		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
		たわみ量	プルーフリングの不良個所について実施 [試験実施中]		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]		
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			
23	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]		
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸トリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験				
	練り混ぜ水の水质試験				
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認 気温・コンクリート
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
空気量測定		配合毎に1回 [試験実施中]			
コンクリートの圧縮強度試験					
温度測定					
コンクリートの単位容積質量試験					
コンクリートの洗い分析試験					
コンクリートの「リージング」試験					
コンクリートの引張強度試験					
コンクリートの曲げ強度試験					
24	覆工コンクリート (NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
25	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験		
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回	
26	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルのフロー値試験		
		ロックボルトの引抜き試験	適宜	
27	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験		
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
28	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	
		旧アスファルトの軟化点		
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
	アスファルト量抽出粒度分析試験			
29	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ヒールラッキング試験		
		ヒールラッキング試験		
		ラベリング試験		
		カンパロ試験		
	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定		
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		
30	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		再生アスファルト量		
		水浸ヒールラッキング試験		
		ヒールラッキング試験		
		ラベリング試験		
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査		
		温度測定		
	現場密度の測定			
31	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 [切出時] ※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
32	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
33	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]	
34	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		<ul style="list-style-type: none"> 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		<ul style="list-style-type: none"> 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕
		「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。							

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 [仕上げ時]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	80mに1回 [施工後]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]	
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 [掘削後]	
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時] 「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」における「締 固め層厚分布図」を提出する 場合は写真不要	・出来映えの撮 影 ・TS等の設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状 況(プリズムが 必要な場合の み)がわかるよ うに撮影
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 [締固め時]	
						法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	
							「TS等光波方式を用いた出来 形管理要領(土工編)(案)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用 いた出来形管理要領(土工 編)(案)」、「RTK-GNSSを 用いた出来形管理要領(土工 編)(案)」、「レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」、「無人航空機 搭載型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(土工 編)(案)」「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編) (案)」による場合は1工事に1 回 [施工後]	
							「空中写真測量(無人航空機) を用いた出来形管理要領(土 工編)(案)」に基づき写真測量 に用いた全ての画像を納品す る場合には、写真管理に代え ることが出来る。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [仕上げ時]	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レーダ法)	試験毎に1回 [試験実施中]	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は 除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所 に1回 〔打込前後〕	
						変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工(縁石・アスカーブ)	施工状況	1種別毎に1回 〔施工中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工(ガードケー ブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所1回〔施工後〕	
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回〔塗装後〕	
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回〔製作後〕	
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回〔製作後〕	
3	2	3	13		ポストテンション桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回〔製作後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 [組立時]	
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	
						幅厚さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]	
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 [型枠設置後]	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]	
3	2	3	16	2	PC押し出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 [型枠設置後]	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 [施工時]	
3	2	3	17		根固めブロック工	数量	全数量 [製作後]	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工(鋼製フィンガー ジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	1	多自然護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
						法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	2	多自然護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所 に1回 (※印は場所打ちのある場 合)〔埋戻し前〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	
3	2	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
3	2	3	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	
3	2	3	30		集水枡工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
3	2	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパン に1回 〔塗装後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割り石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3	2	4	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
3	2	4	3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	5本に1回 〔打込後〕	
						根入長	1施工箇所 に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所 に1回 〔処理前、中、後〕	
3	2	4	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
						偏心量	1施工箇所 に1回 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去 前、杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1施工箇所 に1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1施工箇所 に1回 〔組立後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	根入長	全数量〔掘削後〕	
						偏心量 数量、基礎径	全数量〔施工後〕	
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所につき1回〔掘削後〕	
						土質	土質が変わる毎につき1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量〔組立後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基毎につき1回〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎につき1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基毎につき1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基毎につき1回〔施工時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基毎につき1回〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎につき1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基毎につき1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基毎につき1回〔施工時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基毎につき1回〔据付後〕	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基毎につき1回〔設置後〕	
						載荷状況	1基毎につき1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基毎につき1回〔施工時〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回(200m以下 のものは2回)〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回(200m以下 のものは2回)〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回〔実施中〕	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回(200m以下 のものは2回)〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	6 一般 舗装 工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回(200m以下 のものは2回)〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回(200m以下 のものは2回)〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	6 一般 舗装 工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	6 一般 舗装 工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回〔整正後〕	
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回〔散布時〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						浸透性ミルク注入状況	400mに1回 [注入時]	
						平坦性	1工事1回 [実施中]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真 不要	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						平坦性	1工事1回 [実施中]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 [整正後]	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						平坦性	1工事1回 [実施中]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
3 土木工事共通編	3 共通施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						平坦性	1工事1回 [実施中]	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕	
						スリッパー、タイバー寸法、位置	80mに1回〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	80mに1回〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回〔型枠据付後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]	
						平坦性	1工事1回 [実施中]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋 コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 [据付後]	
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所 に1回 [据付後]	
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、 位置	80mに1回 [据付後]	
						平坦性	1工事に1回 [実施中]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の場合 は打設前後]	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回(200m未 満のものは2回) 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回(200m未 満のものは2回) 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回(200m以 下のものは2回) 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	15		路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎 に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400m に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40m に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m 又は1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m 又は1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m 又は1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	7	8	パーチカドレーン工 (サンドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル 工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後〕	
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕	
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1 回、又は施工延長40m(測点 間隔25mの場合は50m)につき 1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	10 仮設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	10 仮設 工	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	10 仮設 工	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック 張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	10 仮設 工	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工に準 ずる	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜〔製作中〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	12	1	2	鑄造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜〔製作中〕	
3	2	12	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所1回〔仮組立時〕	
3	2	12	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
3	2	12	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
3	2	12	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	9		プレビュー用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	部材別〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁仮設工	1		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200m ² 又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回〔混合前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200m ² 又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3	2	14	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所 に1回 〔削孔後〕	
						配置誤差	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3	2	15	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	
3	2	15	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
						法長厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高 さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパン に1回 〔打設前後〕	

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所 に1回 〔打込み前〕	
						幅 方向	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体内工	6	1	函渠工(本体内工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所 に1回 〔巻立前〕	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体内工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体内工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
6 河川編	4 水門	6 水門 本体内工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
6 河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上 部工	10	1	支承工(鋼製 支承)	支承取付 状況	1スパン に1回 〔取 付後〕	
6 河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上 部工	10	2	支承工(ゴム 支承)	支承取付 状況	1スパン に1回 〔取 付後〕	
6 河川編	4 水門	12 橋梁 付属物工	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高 さ 有効幅員	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	4 水門	12 橋梁 付属物工	5 6		橋梁用防護 柵工 橋梁用高欄 工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上 部工	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	5 堰	6 可動堰 本體工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	5 堰	7 固定堰 本體工	8 9 10		堰本體工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本體工	厚さ 幅 高さ	200m又は 測定箇所 毎に1回 〔施工後〕	
6 河川編	5 堰	9 管理橋 下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	6 排水 機場	4 機場 本體工	6		本體工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	6 排水 機場	4 機場 本體工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	6 排水 機場	5 沈砂池 工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6 河川編	7 床止め ・床固め	4 床止め 工	6	1	本體工(床固め本體工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所 毎に1回 〔施工後〕	

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外後〕	
7 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎 に1回 〔製作後〕	
						据付状況	200m又は1施工箇 所に1回 〔施工後〕	
7 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎 に1回 〔施工後〕	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇 所に1回 〔施工後〕	
7 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇 所に1回 〔施工後〕	
						裏込材厚	40m又は1施工箇 所に1回 〔施工中〕	
7 海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	200m又は1施工箇 所に1回 〔施工後〕	
						基礎厚	40m又は1施工箇 所に1回 〔施工中〕	
7 海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇 所に1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇 所に1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇 所に1回 〔施工後〕	

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
						天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
						間詰石状況	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工(ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工(ケーソン工据付)	据付状況	1 施工箇所に1回 〔据付後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工(セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工(セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所 に1回 〔据付後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
7 海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	

【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	
						打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	3 斜面对策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	

【第9編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

【第9編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
9 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	
						コア	地質変化毎全数量 〔抜取後〕	

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所 [製作後]	
10	1	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所 [型枠取外し後]	
10	1	11	4		落石防止網工	幅	1施工箇所 [施工後]	
10	1	11	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所 [施工後]	
10	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所 [施工後]	
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所 [施工後]	
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 [施工前後]	
10	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所 [施工後]	

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
10 道路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工 (路 面 排 水 工)	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
10 道路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ <ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ <アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属物施 設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属物施 設工	5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属物施 設工	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	
10 道路編	3 橋梁下 部	3 工場製 作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路編	3 橋梁下 部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方 向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	
10 道路編	3 橋梁下 部	7 RC橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	
10 道路編	3 橋梁下 部	7 RC橋脚 工	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量〔型枠取外後〕	
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量〔型枠取外後〕	
10	3	8	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
10	3	8	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
10	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
10	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1施工箇所につき1回 〔削孔後〕	
10	5	6	2		プレキャストコンクリート橋工(現場)	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋につき1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎につき1回 〔型枠取外し後〕	

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状 況	80m毎に1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ状 況	80m毎に1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ(検 測孔)	80m毎に1回 〔吹付後〕	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1 断面 〔穿孔中〕	
						ロックボルト注入 状況	施工パターン毎又は80mに1 断面 〔注入中〕	
						ロックボルト打設 後の状況	施工パターン毎又は80mに1 断面 〔打設後〕	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	80m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン バ ート 工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路編	7 トンネル (矢板)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	巻立空間	1セトルに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工厚さ	1セトルに1回 〔型枠取外し後〕	
						インバート厚さ	40～50m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
						幅(全幅) 高さ(内法)	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打ち構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	11	6	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所 [施工後]	
10	11	7	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所 [埋戻し前]	
10	12	5	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所 [敷設後]	
10	12	5	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所 [据付後]	
10	12	5	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所 [型枠取外し後]	
10	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 [型枠取外し後]	
10	14	4	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所 [施工後]	
						タックコート	各層毎に1回 [散布時]	
						整正状況	400mに1回 [施工後]	

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	11		グルーピング工	出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)	
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路 編	16 道路 修繕	22 橋 梁 付 属 物 工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	
						施工状況	適宜 (施工中)	

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要					
						撮影項目	撮影頻度[時期]						
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所1回 〔施工中〕					
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕					
					ダム工関係	仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所1回 〔巻出し時〕					
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕					
							仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕				
					基礎掘削		組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕					
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕					
							岩盤清掃状況	1施工箇所1回 〔清掃前後〕					
					堤体コンクリート打設		骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕					
							打継目処理、打込養生	8リフト毎に1回 〔施工中〕					
					堤体止水		止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回 〔据付後〕					
					堤体排水工		排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回 〔据付後〕					
					堤体冷却工		配管間隔、通水状況	5リフト毎に1回 〔据付後〕					
					堤体埋設計器		器種、位置、間隔	1施工箇所1回 〔据付後〕					
					トンネル関係					トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	
										トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
											湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
											埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所1回 〔建込後〕	
											湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	
											集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所1回 〔設置後〕	
地下排水工(管接合据付状況)													
地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所1回 〔投入前後〕												

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
						矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕		
						グラウト材料使用量	全数量〔使用前後〕		
その他				トンネル関係	シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕		
						セグメント組立状況	1工事に1回〔組立後〕		
						二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回〔清掃後〕		
						二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕		
				維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回〔施工前後〕		
					コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕		
							目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕	
							注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕	
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕	
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕	
							局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所 に1回〔施工前後〕	
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
						道路除草	出来ばえ	5kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	
					新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は 必要に応じて) 〔施工前後〕		
					新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕		
				新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) 〔施工前後〕			
				視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回〔施工後〕			
				清掃(路面、標識、側溝、集水樹)	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕			

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
					区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	
						材料使用量	全数量〔施工前後〕	
					街路樹植樹	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	
					街路樹補強補植	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	
					街路樹剪力	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回〔施工前後〕	
					街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回〔施工中〕	
					街路樹雪囲	出来ばえ	適宜〔施工後〕	
					排雪除雪	出来ばえ、機種	施工中に1回〔施工中〕	
					凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回〔施工中〕	
						材料使用量	全数量〔施工前後〕	
					河川除草	施工状況、刈草処理状況	1kmに1回(1回刈毎)〔施工前後〕	
					応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕	
その他				維持修繕工関係	鉄筋配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所1回〔組立後〕	
					コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回〔施工時〕	
					養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕	